

平成30年陸別町議会9月定例会会議録（第4号）

招集の場所	陸別町役場議場						
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年9月19日 午前10時00分			議長	宮川 寛	
	閉会	平成30年9月19日 午後3時18分			議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別	
	出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
	欠席 0人	2	久保広幸	○			
	凡例	3	多胡裕司	○			
		4	本田 学	○			
		5	山本厚一	○			
		6	渡辺三義	○			
		7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	渡辺三義		谷 郁 司				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 早坂政志			主任主査 吉田利之			
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆		教育長	野下純一		
	監査委員	飯尾清		農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治		会計管理者	芳賀均		
	総務課長	高橋豊		町民課長	（芳賀均）		
	産業振興課長	副島俊樹		建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広		国保関寛斎診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人		総務課主幹	空井猛壽		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	有田勝彦					
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名							
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
4	意見書案第3号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
5	意見書案第4号	北海道における電力供給体制の整備に関する意見書
6	発議案第3号	議員の派遣について
7		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（宮川 寛君） 棟方農業委員会事務局長より欠席する旨、報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番渡辺議員、7番谷議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（宮川 寛君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、一般質問に入ります前に、このたびの9月6日未明に発生いたしました北海道胆振東部地震におきまして被災されました方々、そしてこれに関連して、これは当町においても同様であります。酪農業を初め、経済的な損失をこうむられた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

きょうは担い手不足対策（奨学金返済支援）及び防災行政無線（愛の鐘）による情報伝達、そして生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業者支援につきまして、町長にお伺いします。

最初に、担い手不足対策（奨学金返済支援）についてお伺いいたします。質問の趣旨を先に申し上げさせていただきますが、当町は、奨学資金貸し付けに関する町条例を改正して、今年度からは奨学金の返還免除を拡大しているところでありますが、深刻な担い手不足に即応するには、既に返還を始めている方についても、一定の条件のもとに返還の支援

を行い、地域経済の担い手となる人材を確保すべきということでもあります。

当町の維持再生は、地域の経済を循環させることにかかっており、その構造は地域外から資金を獲得して、その資金を地域内に循環させることでもあります。以前、地域経済の現状において、福祉施設が存在していない当町を想像することができないことを申し上げました。いわゆる公費に当たる介護報酬と、障害福祉サービス費は推計ではありますが、年間約6億円を越える金額になるものと考えられます。これに、利用者負担金の約4億円を加えた10億円ほどが、町内で事業が行われていなければ、流出してしまうことになるわけであり、まさにこれは福祉の枠を越えた産業といえる状況になっているわけでもあります。今、それが従事者の確保が困難になっているために、利用者の数を減らすことも考えざるを得ない状況になっていると言われております。

福祉関連の事業など、体力的にきついとされる職場では、従業員の定着率が下がり、事業の縮小を余儀なくされ、最終的には廃業に至るケースが目につくようになってきております。道内の新聞社が行った道民意識を探るための世論調査によりますと、定住の条件として医療介護サービス供給体制の維持を挙げた人が最多になっていて、他市町村では介護サービスを受けることに困難を極めている中で、当町では比較的容易に利用できる状況にあることは、まさに当町が将来にわたって存続する上で欠かせない経済資源と言えるわけでもあります。

また、林業界におきましても、導入が予定される森林環境税を充てて、意欲のある林業経営者に民有林の管理を委託したりする森林バンク制度が税制導入に先駆けて来年度に創設予定とされておりますが、仕事が創出されても担い手の確保が困難なために事業に取り組めない懸念が生じております。大手企業の大量採用が続く中、人件費の上昇をコストに転化しにくい中小零細企業の人材確保が一層厳しさを増しております。当町の昼間人口、これは昼間の人口であります。これが総人口2,500人を130人ほど上回る数値を示す統計資料がございます。どのような調査方法で行われた結果なのかまではわかりませんが、この調査結果を推しはかりますと、地域外から主に仕事のために来られている方が相当数おられることを示しているものと思います。地域の経済を考えますと、仕事があっても人手が足りないということで、資本が流出しているということになるわけでもあります。

また、十勝総合振興局が公表しております管内市町村の住民基本台帳による年齢階級別人口について、ことし1月1日現在と同じ集計方法になった4年前、平成26年1月1日ではありますが、外国人を除いて比べてみますと、人口総数では176人減っていて、15歳未満の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、そして65歳以上の老年人口ともに減少しているわけではありますが、特に生産年齢人口の減少が大きく、それが地域経済の総量を縮小させることにつながっているものと考えます。

このような中、国の地方創生推進事業に基づく当町の総合戦略が平成27年10月に策定されておりますが、昨年6月には陸別町地方版総合戦略等検討会の検証を経て、具体的

な施策や事業、そして数値目標などが改定されております。

質問であります、移住者数5年間で20人を75人に、窓口を經由して移住する者の人数、年に4人を年に15人と、いずれも上方修正しておりますが、実態がどのような状況にあるのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答え申し上げます。

地方版総合戦略、平成27年から31年度までの5年間で作成しております。平成29年に地方版総合戦略等検討会の検証を得まして移住者数を変更いたしました。

計画を見直す平成28年度までの実績は、平成27年度は28人。

平成28年度は6人でございます。計画では1年で4人、5年間で20人となっていましたので、2カ年の平均ですが、1年に17人、5年間で85人となることから上方修正いたしました。

変更した平成29年度の移住者は7人、平成30年度現在は7人となっているところであります。

平成27年度から平成29年度の3年間の実績で41人、1年間平均では14人であり、この数値については、平成29年度に上方修正した数値よりも若干少ない状況になっておるところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 質問を続けます。

公共職業安定所を介さずに求職者と事業者をつなぐ無料職業紹介所、いわゆる地方版ハローワークを設置する市町村が十勝管内でもふえていと言われております。当町は他の町村に先駆けて平成26年に開設しております、現在、庁舎1階ロビーに求人票が掲げられております。私もそれを目にしているわけですが、この利用がどのような状況にあるのか、また、足寄町、本別町と3町で設置している十勝東北部移住サポートセンターの利用につきましても、現在どのような状況にあるのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、地方版ハローワーク、陸別町無料職業紹介所ですが、これは平成26年度に開設しております。その年度は求人受付件数7件でございます。そして、求職受付件数は町外2名、町内1名、そのうち、この紹介所の紹介による採用人数が町外の方2名ということになっています。

翌平成27年度、これは求人受付件数が2件であります。求職受付件数は、町外から2名、そして採用人数は町外1名ということになってます。

平成28年度は、求人受付件数が12件、求職受付件数は町外2名、町内はゼロであります。うち採用人数は町外1名。

次に平成29年度、求人受付件数2件、そして求職受付件数はゼロ件であります。です

から、採用人数もゼロということになっています。

平成30年、これは9月11日現在の数字なのですが、求人受付件数が6件、そして求職受付件数、これは町内のみ1名、そして採用人数はゼロということになっています。

トータルで言いますと、求人受付件数は29件、そして求職受付件数は8件です。これは町外6名、町内2名と。採用人数は合計4名、町外から4名、町内はゼロということになっています。

続きまして、十勝東北部移住サポートセンターの設立。これは平成28年の6月でございます。平成28年度の相談件数、これは窓口4件、電話で6件、メールはゼロ件、計10件の相談がありました。このうち仕事の問い合わせは1件、これは本別町でございました。陸別には移住相談もありませんでした。初年度でもあり、サポートセンターの認知度が低いことが原因かなと、そのように考えているところであります。

平成29年度の相談件数は、窓口18件、電話28件、メール7件、計53件であります。このうち仕事の問い合わせは3町で14件、陸別町は5件ということでございます。具体的な相談は5件中1件でした。この1件については、残念ながら先方の事情により成立いたしておりません。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 町は、各産業全般において担い手不足が深刻化しているといたしまして、産業担い手対策委員会を組織して、さまざまな検討を行っているとお聞きしています。具体的な施策にもなっているものもあると思いますが、現在どのような具体策がこの委員会で検討されているのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 産業担い手対策委員会ということでございますが、陸別町産業担い手対策委員会、これは産業関係団体、福祉団体、自治会連合会、そして行政関係者から委員を委嘱して、6名の委員で昨年度から協議を行っているところであります。委員長は商工会長の石橋氏、副委員長は社会福祉協議会会長の澤村氏であります。

参加の団体ですが、商工会、森林組合、建設業協会、社会福祉協議会、自治会連合会、陸別町ということになっています。農協さんは既存の活動等を行うとのことで不参加となっておりますが、今後の動向によって加入もあり得るということでございます。

また、部会を設置しまして、委員会で出された具体的な内容に基づきまして、調査検討を行い、委員会に反映させる取り組みを行っているところであります。部会長は、新栄緑化株式会社社長の山田氏をお願いしているところです。部会員は、担い手対策委員会を構成している団体の職員等8名で構成しております。商工会の経営指導員、商工会の理事、商工会副会長、森林組合職員、社協職員、建協の事務局、商工会青年部長、商工会女性部長ということでございます。

委員会の中では、既存の取り組みを含めた現状の把握、先進地の事例研究、各業界の間

題点等の洗い出しを行って、部会で検討すべき事項を検討しております。また、委員会の中で、奨学資金等の制度内容の拡充や、現在実施している雇用対策事業の拡充等の意見が出されました。その中で優先的に実施できるものについては、今年度から制度改正を実施しているものもあります。陸別町介護職員等資格取得研修支援事業、あと陸別町奨学資金関係であります。

部会では、地元人材の活用方策、町外からの人材確保、外国人の活用、林業関係人材確保等について、意見交換、そして調査を行っております。林業関係者に別に集まってもらいまして、その意見を部会に反映してもらっているところでもあります。町ホームページ内の無料職業紹介所のページデザイン変更についても意見があり、現在更新作業中であります。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 具体的な検討内容といたしまして、既に施策になっております奨学金の拡充、それから介護従事者の資格取得助成、これらが今、町長からお話しされたわけでありまして、さらに来年度以降に向けた具体的な内容が検討されればと思っておりますが、今は広く検討されているようにお聞きしましたが、なかなか具体策になるのかというふうな心配も持っております。

担い手確保の問題につきましては、昨年12月議会定例会において、同僚議員が同じく質しているところでございますが、今後、この外国人労働者への依存度が高まる中で、その支援の必要性について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 外国人労働者の件でございますが、これは日本の人手不足というのは、農業、建設、林業、商業、介護などの分野を中心として、これは間違いなく加速していると、そのように思っております。これは、理由の一つが、議員も御存じのように、まずは少子化であります。現役世代を示す、先ほどもお話がありました、生産年齢人口、これは15歳から64歳、現在約7,500万人でございますが、2030年には約6,900万人まで減る見込みと、そのように政府も発表しているところでございます。

労働力不足を補うために、政府は25年までに50万人の外国人を受け入れると、そういう考えでございます。しかしながら、外国人が言語や文化の壁などで社会に溶け込めなければ、失業または失踪、そういった増加があるのではないのかなと、そのように思いますし、生活保護受給の膨張に伴う財政負担といったさまざまな問題が起りかねません。実効性のある外国人の支援策が急務だと国は考えているようでございます。

外国人を社会の一員として受け入れ、円滑に生活できる環境を整備することが重要で、政府は日本語教育の充実や教育関係の適正管理などの支援策を想定してありますが、こうした対策も財源を国、自治体、企業のどこで負担をするかと、そういった調整の難しい課題も確かにあるのではないかなと、そのように思っていますし、各省庁間の調整も今行われて

いると、そのように聞いております。

陸別町における外国人従業員の関係ですが、住民登録者、これは8月の末現在28名でございます。農業に27名、教育委員会に1名。男女の別にすると、男性9名、女性が19名、26世帯ということになっています。28人を年代別に見てみますと、男性9人はいずれも20代、女性19人は、10代が1名、20代が9名、30代が7名、40代が2名と、そのようになっています。この28名のうち国別で見ると、中国1名、ベトナム22名、ミャンマー3名、台湾1名、そしてカナダが1名というふうになっております。

議員御指摘の外国人労働者の受け入れに際して、町は積極的に直接かかわることというのはこれはできませんが、受け入れした外国人対応として、受け入れ先の研修生用住宅整備のために、既存の民間活用住宅建設事業による助成が行われていますが、これが考えられると思います。それと、過去に陸別町農林推進協議会でも農業実習生交流会を実施したこともあります。その中に外国人研修生の交流も含めて開催したこともあると思います。現在必要とされているかどうかは、これはわかりませんが、そういった交流の場が必要になった場合は、町としてもお手伝いできるのではないのかなと考えております。

国、道もまだまだ流動的でありますので、先ほど申し上げた支援以外に自治体として何ができるのかは、いましばらく様子を見てみる必要があるかなと、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 外国人労働者の支援の具体策といたしまして、今御答弁いただきました。28人のうち27人が酪農業、農業ということから推しはかりましても、こういう1次産業は比較的住居の用意とか、そういうもので済むわけではありますが、福祉分野に携わる者に関しては、日本語教育とか日本の文化を教える仕組みがないと、なかなか外国人を招き入れ、さらに定着させることが難しいわけでありまして、これは、介護保険事業計画の見直しの際にも、たしか質問でお話ししたと思いますが、受け入れた場合、この日本語教育をどのようにこの地域で、北見とか帯広から離れた地域でやっていくかということが、やはり行政がかかわらざるを得ないだろうと、そのように考えているわけでありまして。

帯広あたりでは福祉専門学校と社会福祉法人が連携して、働いて何がしかの報酬を与えながら学校へ通わせるという方法で、長く働いてもらうような方法も検討しているような報道もあります。ハンデは背負っているわけでありましてけれども、これ、何がしかやはり考えないと外国人に頼ることはできないだろうと、そのように思っております。

当町といたしましても、子育て少子化対策や産業担い手対策、これを一体不可分のものとして積極的に取り進めております。特に今年度からは、これ繰り返しになりますが、医療技術職員養成修学資金の貸し付け対象者を拡大したこと、それから奨学資金の貸し付けにおいては、一定の条件はつきますが、給付型奨学資金とも言える内容に改めて、Uター

ンやIターン者の確保を目指しております。また、介護職員等を対象に、資格取得研修に係る経費の一部を助成する制度を創設して人材の定着を図っております。

確かに地域に根ざした対策、施策は進められていると、そのように思っております。ただ、当町には高等学校以降の教育機関がありませんので、中学校卒業以後の進学につきましては、自宅から通学される方を除いては、生活の拠点を町外に置くことになるわけであり、これらの方々のUターンの状況につきまして、町として把握しておられるのか。さらに本年3月議会定例会における奨学資金貸付条例の一部を改正する議案の質疑においてお答えいただいております、貸し付け中の方6人について、うち1人はことし3月に卒業予定ということでありましたが、この方たちに今回の条例改正の内容を周知しておられるのか、またこの方たちの進路、そして返還の猶予についての相談はなかったのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の高等学校以後の就学者について、通学のため町外に生活の拠点を置いた方のUターンの現状把握が行われているかということでございますが、Uターンの状況把握は、これはしておりませんが、現在返還中6名のうち、3名は町内で就業しております。本年3月に大学を卒業した者は1名ですが、新制度を活用して4年間の返還猶予申請をして、現在就業活動中と聞いております。平成30年度新規貸付者は、大学生等6名、高校生3名、継続大学生3名で、平成30年度貸付者は合計12名ということになります。昨年度から継続している大学生など3名の貸付者については、制度改正について4月上旬に月額の貸付上限額が2万円から5万円に引き上げられた旨をお知らせいたしました。3名とも現状の2万円で継続をしているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 中学生まではふるさと教育などを通して郷土愛を育むことに努めているわけでありますが、せめて就職されるまでの間はつながりを持ち続ける必要があると思います。そのことがUターンを促進することの一助になるのではないかと考えているわけであります。

魅力的な職場がないというのが地元では常套文句になっているわけでありますが、確かに魅力という点では大きなハンデになっていることは誰しも否定できないことでもあります。そのことを十分に認識された上で、先ほど申し上げました人材確保のための施策に結びつけているものと考えております。先ほども申し上げましたが、国の地方創生推進事業が平成27年10月にスタートして実質3年ほどになるわけでありますが、その目的が東京一極集中と地方の人口減少に歯どめをかけるための政策であるため、地方交付税の不交付団体以外は事業の対象になっていると思いますので、ほとんどの自治体が同じようなメニューで取り組むことになり、結果として人と金の奪い合いの様相になり、もともとの位置、環境にハンデのある自治体にとりましては、格差が一層広がることになっているのではないかと考えております。

加えて、これは報道であります、札幌市は中心都市と近隣自治体が連携してサービス強化を図り、人口減少を防ぐことを目的に、周辺11市町村を含めた広域連携の枠組み、札幌連携中枢都市圏を来年度から始動させようと懇談会を発足させたとされており、この圏域の人口は道内人口の約2分の1を占めるわけであり、そこが頑張れば頑張るほど地方は一層の人口流出のリスクが増すことになるわけであり、さらには、北海道が総合計画で中核市と定める帯広市や北見市を含む6市の市長による道内中核都市市長会議が、人口減少問題に関して、若年層の流出を防ぐため、働き口をふやすなどの取り組みを続けるとしております。ますます人を呼び込むためのハードルが高くなってきており、条件のよい自治体までも含めて、実際寝た子を起こしてしまっただけではないかとさえ思えてきます。

国レベルでも総務省の有識者研究会が人口減少や高齢化が深刻になる2040年、平成50年ころを見据えた自治体行政のあり方に関する報告書をまとめ、複数の市町村で構成する圏域を法律で新たな行政主体に位置づけ、連携して行政サービスを実施する体制を提言したとする報道があります。真の地方創生になっていないわけで、国自体が地域間の格差を容認しているのではないかとさえ思えてしまいます。

最近の人口動態を見てみますと、昨年1年間の動向であります、いずれも外国人を除いた人数では61人の減少ということになっております。出生者の少なさにも驚くわけですが、社会動態、いわゆる転入と転出の差が35人の減少になっており、地方創生推進事業に取り組んでも、顕著な効果を出せない状況になっているのではないかと思っております。

したがって、ほかと同じことをやっていたのではますますおくれをとってしまいますので、少々エキセントリックな施策が必要になるわけであり、ほかと同じことをしていたのでは、当町の立地環境では負けてしまうということでもあります。

例えば、これは道内の複数の自治体が既に取り組まれていることではあります、人口の減少対策とともに、介護現場などの人手不足の解消を図る思惑で、子育て中のシングルマザーなど、ひとり親世帯に限定して移住を呼びかける自治体がふえつつあると言われております。移住者に介護職などの就職先や安価な公営住宅などを提供することで、子育てしやすい環境を支援するというところであります。給料は当然のことですが、中には転居費用、住居、養育費などの支援のほか、奨励金を支給している自治体もあってと言われております。ただ、この対象者をシングルマザーに限定する施策には異論を唱える向きがあるのも事実であります。

一方で、奨学金の返済を肩がわりする企業や自治体もふえてきております。それぞれの自治体や企業、または職種によってさまざまな奨学金貸付制度、助成制度などがある中で、大学などを卒業後、地元の企業に就職することなどを条件に地方自治体が奨学金の返済を支援することで、学生等のUターンなどの後押しになると期待されております。

日本学生支援機構の奨学金の場合、現在は有利子の貸付割合がおおよそ7割を占める状況

で、奨学金を返済できない、困窮する若者がふえていると言われております。なぜ、奨学金の返済が困難なのか。その理由は学費が高くなって、借り入れ割合が膨らんでいることと、働き口が低収入の非正規職場だったり給料が上がらない時代ですから、少ない給料の中で奨学金を支払っていくことが難しく、滞納してしまう人がふえていると言われております。

さきに申し上げましたように、当町の奨学資金貸付制度が、貸付額や返済の支援において大幅に改善されております。しかし、その効果があらわれるのは数年先になりますので、人手不足の現状はこのタイムラグを許容できない、待ったなしの状況と思っております。

奨学金の返済に困窮している若者がふえている実態につけ入ることにもなりかねませんが、返済支援制度を含めた内容に拡充することによって、担い手の移住定着の促進を図る必要があると考えます。返済の支援を自治体が直接行うことも一つの方法ではありますが、人材確保の受益者である事業者を介した間接的な支援のほうが、私はいいと思っております。人材確保の手段として、学生時代に借りた奨学金の返済を肩がわりする社内制度を導入する事業者に対して助成する、就労奨学金一体型支援事業に取り組むことで、担い手不足の解消と従業員の定着、若者の奨学金返済の軽減に期待できるのではないかと思うわけでありますが、お考えを伺います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今、議員のお話の中で、シングルマザー等々のお話もありました。それで、ふと思い出したのですが、これは先ほどの移住サポートセンターを通してなのですが、シングルマザーで子育てしやすいところを探しているということで、10月17日にいろいろ探して陸別に連絡が来まして、陸別町を訪問してくれるという方もいらっしゃいます。これは情報でございます。

御質問の答えなのですが、これについては、事業者の意向、また助成の方法など、課題がいろいろと多いのではないのかなと、そのように思っています。今年度から改正した奨学資金貸付制度の返還免除制度の活用状況など、今後の推移を見る必要があるのではないのかなと、そのように思っているところであります。

また、議員がお話した制度及び町外からの人材確保に向けた奨学資金制度など、調査研究及び担い手対策委員会でも情報交換を、このことについてもしていきたいと思っておりますので、御意見として伺っておこうと、そのように思っているところであります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきましたように、少子化対策などにつきましては、陸別町は決して他に比べて遜色ないと、私はこれは常日ごろから思っておりますし、これまでもお話ししたと思います。それに加えてということでもありますので、この奨学金の返済免除につきましては、今や珍しいことではなくて、地方創生推進交付金を当てた地方公共団体の奨学金返還支援が既に制度化されていると思います。現時点で他の市

町村に先んずるには、都府県に比べて奨学金返還の滞納率の高い北海道において、既借り入れ者に対する返還支援が担い手確保の一つの手段になるものと考えますので、ぜひ検討委員会等で議論を詰めていただきまして実現していただきたいと、そのように考えております。

次の質問に移らせていただきます。次に、防災行政無線（愛の鐘）による情報伝達について伺います。

自然災害といたしまして当町が想定しておかなければならないのは、土砂災害と洪水ということになると思いますが、中でも土砂災害につきましては、平成26年夏に発生した広島県の土砂災害を契機に、土砂災害防止法を改正して、全国で約66万カ所に上る急傾斜地などの危険性を明らかにし、自治体に避難態勢整備を急がせるとしており、調査はことし3月末までにおよそ9割に相当する57万5,000カ所の基礎調査が完了し、約53万カ所が警戒区域に、さらにそのうちの約44万6,000カ所が特別警戒区域に指定されたことを、国土交通省が公表しております。

質問であります、当町におきましても、土砂災害危険箇所があるわけですが、既に基礎調査が終了している箇所があるのか、終了しているところがあるのであれば、その結果がどうであったのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 平成29年度の基礎調査については、栄町の大谷宅の1カ所は終了しております。平成30年度の基礎調査は21カ所で、現在調査を実施しております。29年度と合わせると22カ所で、人家等のある箇所を優先的に実施しております。

平成29年度の調査結果については、先ほど申しました栄町の大谷宅の一部、中川宅については、著しい危害のおそれのある土地の区域と、そのように判断されております。今後、調査結果をもとに関係機関と協議、対応策を図ってまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） この基礎調査につきまして、道内では警戒区域指定の前提となる現地調査、これが大きくおこなわれていると言われております。その理由といたしまして、他の都府県に比べて土砂災害が少ないことで、危険意識の低いことが挙げられておりますが、過去には年間で10件程度であった道内の土砂災害、これが平成26年と平成28年度では50件を超える状況となっていると言われております。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等では、ハザードマップの作成など警戒避難態勢の整備、それから一定の開発行為の制限など、土砂災害防止対策が推進されなければならないわけですが、先ほど栄町地区の1件、基礎調査が終わりまして、著しい危険地区とされたということですが、これが正式に指定に至った場合、町としてどのような対応が想定されるのか、改めてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 北海道が指定します土砂災害警戒区域等が仮に設定されますと、これは住宅建設の際に、一定の条件を守らなければ確認申請がおりないということになっています。町では事前に協議等がある場合、指定区域の範囲などをお知らせするなどの対応が可能と、そのように考えております。

町では区域の指定がない場合でも、配付しています土砂災害危険箇所ハザードマップで町民の皆様にお知らせしていますので、さらに区域指定された場合には、これからも何らかの形でお知らせをしてみたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 自然災害などにおける避難勧告などの伝達方法につきましては、これまでも何度か質問をさせていただいているところでありますが、当初は広報車、防災行政無線及び戸別訪問による伝達方法が有効としつつも、広範囲の伝達方法については今後有用な方法を検討したいとしておりました。さらにこのことに関する本年3月議会定例会の質疑では、それに加えて携帯電話による緊急エリアメールの供用を開始したことによって、一斉メール配信が行われるようになっており、このほかにも、情報伝達のできる方法があれば検討したいとしておりました。ただ、防災行政無線の全戸聴取体制を確立するための戸別受信機を設置することにつきましては、経費負担の事情で難しいとの認識が示されておりました。

防災行政無線（愛の鐘）については、平成28年度から5カ年の計画で、原則として既存設備の更新事業として整備が進められております。これまでの通信内容のほとんどが行政に関する業務の広報であります。天災及び緊急の事態が発生または発生のおそれがあるとき、地域住民に情報を同時に一斉通報できる重要な通信手段であることは言うまでもないことであります。現在、市街地区に9基、さらに上斗満と小利別の両地区に1基ずつ、合わせて11の基地局が整備されております。いずれも、屋外拡声局でありますから、風向きや住宅の気密性が向上していることで聞き取りにくい状況がふえているように聞いております。特に、高齢者世帯や無線局のない地区に住まわれている方への通報手段としては、目的の達成が難しい状況と言わざるを得ません。この情報の伝達については、5カ年にわたる整備事業計画の初年度、平成28年度の電波伝搬調査、屋外子局調査の結果からも不感地区の解消として簡易中継局を設置することや、音響改善のための屋外子局を増設することなどが計画されるに至っておりますが、それで全戸聴取態勢が確立できるとはならないわけでありませう。

ことし7月の西日本豪雨による災害では高齢者の死亡が目立ち、自力避難が困難だったり、自治体の情報が十分伝わらなかったりして、逃げおくれた可能性があると言われております。避難指示を伝える防災無線が複数のスピーカーで流れ、音が重なり聞き取れなかったり、スマートフォンを持たない高齢者は通知を把握できず逃げおくれたのではないかとの証言が報道されております。住民に情報がうまく伝達されず、避難に影響したとの指摘も挙がっております。この緊急時における情報伝達につきましては、多くの自治体が

腐心しており、パソコンや携帯電話のメール機能で防災行政無線の放送内容を配信するサービスを行ったり、屋外拡声子局に文字表示装置を設置して難聴者に対応している自治体もあると言われております。

そこで、この情報伝達の方法につきまして、2点提案させていただきますので、御検討をお願いしたいと思います。

1点目であります、さきの質問では、戸別受信機の設置を提案させていただきましたが、経費負担で難色を示されておりました。しかし、避難場所に指定されるような公共施設や社会福祉施設など、これらは正確な情報の聴取が必要であります。せめて、それらの施設への戸別受信機の設置を御検討いただけないかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 防災行政無線、いわゆる愛の鐘なのでございますが、これの戸別受信機については、議員おっしゃるとおり、前回もいろいろ話したと思います。今回は、それだけでなく、各施設の戸別受信機の設置を検討いただけないかということですが、またいろいろ、戸別のことも含めてちょっと調査してみましたので、そこも含めて御説明申し上げたいので、御了解いただきたいなというふうに思います。

戸別受信機については、価格については1台5万9,800円です。また、地域によって、アンテナや簡易中継局が必要になってまいります。アンテナの価格については、DPアンテナが1個約7万円、3素子アンテナが1組約20万円、簡易中継局は1基約2,000万円ということで、これは多額の費用が必要だと想定ができるのですが、簡易中継局、具体的に言いますと3基必要であります。これは、先ほどのお話からいうと、2,000万円の3基、6,000万円。そしてこれはトマム地域は戸別でいうと約100戸、13万円掛ける100戸、これで1,300万円。トラリは約25戸、26万円掛ける25戸で650万円。市街地、これは約750戸です。6万円掛ける750軒、4,500万円。計1億2,450万円。消費税を入れますと、約1億3,500万円ぐらいかかるということになります。

今回、長時間の停電を私どもも経験しました。改めて非常時の情報伝達においては、無線方式が有効であると証明されました。間違いなく無線方式が有効であると、そのように証明されたと思っております。また御質問にもありましたが、豪雨の際には屋外スピーカー、または啓発の車両による情報伝達、これが非常に難しくなるなということも予想されます。このケースでは戸別受信機が有効な手段となるのではないかなど、そのように私どもも思っています。

一方、冒頭に申しましたとおり、整備には多額な費用を要することもあります。現在、通信技術というのは急速に発達しておりまして、いろんな手段の中で、当町にとってよりよいものは何かということについては、今後、調査研究していきたいと考えております。

ただ、議員の提案に福祉施設等への設置とありますが、それぞれの事業者として、災害対策というものもあろうかと思っておりますので、まずは町内の各公共施設に自家発電機、これ

があればやっぱりすごい力になりますので、そこら辺が優先すべき課題なのかなと、そのように考えておりますし、各地域、それぞれ皆さんが集まる会館等もございます。そういうところも、行政側から1戸1戸に情報を伝えるということも大事なことでございますが、各地域、停電になったらそこに行けば自家発電機もあって、皆さん集まって、あれ来ていない、あそこのおじいちゃん、おばあちゃんどうだったのと、そういう緻密な情報交換、まさに地域に住んでいる人たちにも協力をいただかなければならない、そのためにもそういったところの発電機等々のこともこれからは考えていく必要があるのかなと、そのように思っているところであります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 関連して申し上げさせていただきますが、昨年10月6日に実施されました、総合防災訓練に参加された町民の意見が本年3月議会定例会における質疑の中で町長から紹介されております。「災害が起こったときは、役場職員による戸別対応は難しい。」、「行政に住民が頼りすぎるのはよくない。」、「地域ごとにリーダーが必要で、その地域ごとに事前に話し合っておくことが必要だ。」ということでありました。これに対して町長は「防災への意識づくりの効果はあったと思っている。今後は自治会連合会とも相談して、多くの町民の防災意識の向上に努めたいと思っている。」というふうに答えておられます。ことし7月上旬に約230人の死者、行方不明者を出した西日本豪雨において、一体が土砂災害に見舞われながらも、自力避難が困難な人を手助けする担当者制を導入していたり、素早く避難するために独自にサイレンを設置するなど、自主防災組織が機能して難を逃れた被災者がいた報道を目にしております。

先ほど申し上げました戸別受信機につきましては、費用の面で詳しい説明はいただきました。ただ、避難場所に指定されるような公共施設、社会福祉施設などに加えまして、先ほど町長も、各自治会で会館等集まって、電源の供給等については申されておられましたが、こういう戸別受信機を、その自治会ごとに一つずつ配置している、そういう例がほかの自治体であります。当町の地域防災計画にも掲げられておりますように、自主防災組織の育成のためにも、ぜひ検討をしていただきたいと、そのように思っております。

時間がないので次に行きますが、2点目であります。これは費用もそれほどかからないと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。テレホンサービスの実施についてであります。防災行政無線からの放送が聞き取りにくい場合、それから聞き逃した場合の対応として、電話を利用することで防災行政無線の放送内容をクリアな音声で24時間以内に聞くことができるサービスを検討できないかということですが、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この電話応答装置につきましては調べてみました。価格は約870万円、税別ですが、するようであります。ただ、この装置を活用すれば一定程度の電話回線を用意する必要があるということでもあります。また、これらの維持管理費について

も、サーバーの保守管理、電話回線利用等の経費が別にかかることとなります。

今回の胆振東部地震による長時間の停電で、固定電話、また携帯電話等も通じなくなりました。当町において、電気が回復するまでの間、通信手段として活用できたのは、自家発電によつての、先ほども言いました防災行政無線でありました。そして今回、長時間の停電を経験したことで、まずはやっぱり先ほども申しましたが、電源の確保が大変重要であるということ、私ばかりでなくて皆さん再認識したのではないのかなど、そのように思います。

今後、早急にこの対策を含めまして、調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 議論を深める時間がございませんので、次の質問に移らせていただきます。

それでは、通告の3件目であります。

生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業者支援につきましてお伺いします。本年5月2日に開催されました第1回臨時議会において、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分が承認されております。この時点では法律が施行されていないために、施行日を規定しない、国の生産性向上特別措置法に関する固定資産税率の改正を含むものであります。6月6日、この生産性向上特別措置法が施行されましたので、税負担の取り扱いについては町条例が適用されるわけではありますが、この法律の趣旨は、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を、集中的かつ一体的に講ずるとしております。中小企業者の支援を目的とする生産性向上特別措置法であります。機械や設備の更新に係る固定資産税を3年間、市町村の判断でゼロから2分の1の範囲に軽減するもので、当町を含めまして全国の大半の市町村が全額免除とする方向で関連条例の制定を進めており、中小企業者の力になるものと期待されております。

当町におきましても、機械設備など償却資産の固定資産税を免除することになりますが、その業種につきまして、これは商工業者だけではなく、農林業を含めた全産業が対象になると、そのように理解してよろしいかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この導入促進基本計画、これは国が示した指針に基づき策定しまして、7月17日付で北海道経済産業局の同意を得たところであります。この計画の期間は、同意のあった7月17日から3年間となります。導入促進基本計画は、中小企業等の生産性を向上させるために、先端設備の導入促進を目的としておりまして、対象業種は陸別町内の全業種としております。商工業のほか農林業も該当するところでございます。各事業者は、導入促進基本計画に基づき、先端設備等導入計画を策定しまして、その内容が導入促進基本計画に合致していれば、町が計画を認定するということになっております。先端設備等導入計画で一定の要件を満たした場合は、導入した設備等にかかわる固定資産税

の課税標準を3年間ゼロ円とすることができます。これは5月の臨時議会で町税の条例を改正済みでございます。導入促進基本計画において、自治体が固定資産税の課税標準をゼロ円とした場合、設備投資等にかかわる国の補助事業、産業経済省のものづくりサービス補助金等が優先採択されるということになっておりまして、9月10日現在、先端設備等導入計画は、町内で2業者が認定済みでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 当町の固定資産税は年に1億数千万円ほどで推移しているわけがありますが、そのうちの償却資産税、これは8,000万円くらいで、大企業と言われる事業者を除いては6,000万円くらいになるのではないかと考えております。

償却資産は、事業者の申告に基づくものでありますから、法人税法や所得税法で原価償却費が損金として算入できる資産であります。先ほどの年税額を償却の年限から逆算して推計しますと、毎年一定の設備投資が町内でも行われているものと推測できるわけであります。一応、先ほどの導入促進基本計画、これは既に町は国の同意を得て、町内の2業者からそういう話があるということでもございましたが、この導入促進基本計画のウェブサイトによる公表につきまして、8月7日現在、十勝管内19市町村のうち16市町村がこの導入促進基本計画の認定を受けているわけではありますが、当町を含む4町が公表をしていない状況になっております。その中で、この先端設備等導入計画、各事業者が町、市区町村に対して申請するものであります。これはあらかじめ、これは商工会などの認定経営革新等支援機関の確認を受けて、市区町村に申請する必要があるとされておりますが、この支援機関の受け入れる準備態勢、これがどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ただいまの御質問で、先ほど私が答弁したこととだぶっていることもございますので、時間もないので、そこら辺は省きます。それで連絡等ですが、うちの町も先週ですか、周知に関しては町のホームページで公開したところでございます。

あとは一番最後の質問なのですが、町内における認定経営革新等支援機関は、これは陸別町商工会と帯広信用金庫陸別支店とがなっております。北海道内では8月31日現在で676の専門家、これは法人、個人が認定を受けているところでございます。事業者が策定する先端設備等導入計画には、認定経営革新等支援機関の事前確認が必要であることから、町内の二つの機関と連携しながら、今後の計画認定を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 生産性向上特別措置法、これは今、町長がお話しされましたように、とりあえずは3年間ありますから、32年度までの集中投資期間と、そのように位置づけられておりまして、中小企業の生産性を飛躍的に向上させるための設備投資支援でありますから、短い期間でありますので、スピード感を持った対応が必要になると思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 最初に、このたび北海道胆振東部震災におきまして、被災された皆様に謹んでこの場をかりてお見舞い申し上げます。また、本町においても、この震災によりまして停電がございました。行政の皆さんを初め、関係者の皆様にも改めて御礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

今回は、空き家、空き地、また最近では毎日のように報道されておりますヒグマ目撃、野生動物による被害状況について取り上げましたので、通告書に従って町長に質疑をしていきますので、よろしく願いいたします。

昨年の北海道の人口転入ランキングというのですか、減少する中で、まず札幌、恵庭、千歳ですか、十勝では上士幌が7位、そして士幌町と、人口のふえた町が紹介された記事を見ました。そんな中で、ふえた町はよいのですが、逆に人口が減少した町には空き家などの問題が出てきます。道内においても、約40万軒弱ほどが空き家の現状で、これは各市町村においても、空き家等についてはいろいろと複雑な中で課題となっております。でも、放置するわけにはいかない問題だと思っております。

そんな中で、十勝の更別村ですか、本町でも一部実施されておりますが、寄附をいただいた中古住宅、程度にもよりますけれども、町が積極的にリフォームをして、定住化促進住宅に向けて、ここは体験型ですけれども、貸し出して住んでもらうというような積極的な取り組みをされております。本町も平成25年5月より陸別町ちょっと暮らし住宅設置要綱が改正されまして、新設1ですか、それと改修2カ所、昨年度は資料いただきましたら延べ406名の方が利用されているという中で、移住につながれば本当にいい形だなと、日ごろ思っております。このような時代のニーズの流れの中で、あわせて町並みを整備していかなければならないというのは、非常に大変な問題だと思います。そんな中で、本町においても、空き家調査をされていることと思いますが、今後、どのような取り組みをされていくのか、この点についてまず最初にお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町空き家等対策計画、平成29年度に策定したところであります。基本的な考え方ではありますが、三つばかりありまして、まず一つ、空き家の発生抑制、これは相談窓口の設置、十勝東北部移住サポートセンターへの登録。特定空き家への解体除去補助、これは陸別町の景観形成事業が当てはまるのかなと。住宅改修による住宅の長寿命化、これは陸別町移住定住促進住宅建設等補助事業が当てはまると、そのように

思っています。

二つ目としまして、空き家の有効活用、これは十勝東北部移住サポートセンターへの空き家登録、空き家対策セミナーの開催等を考えております。

三つ目として、空き家の適正管理、空き家所有者の意識涵養。これはホームページ、ちらし、パンフレット等で考えています。特定空き家等について3町連携事業を活用し、対策の手続を行うマニュアルの整備等々があると思います。ここら辺で思うところなのですが、陸別町の空き家、再利用できるものというのはほとんどというか、まずございません。あっても、荷物がしっかりとまだ残っていると、入っているということでございまして、そこら辺、空き家で登録する物件がないというのも実態でございまして。

以上でございまして。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今、意見をいただきましたら、いろんな形でやられているということで、次世代のまちづくりのために、急がず、景観に配慮した町並み整備をしていただきたいと思っております。最近では、町並みを見渡すと、本当に先ほど言われたように、空き家が非常に多く目立っております。空き家も年数がたつにつれて、先ほど町長のお話にありましたように、傷みが激しくリフォームも困難になると。そういうような形になれば、最終的に残念なことに解体、昨年は13件の解体のあれが出ております。大変残念な形になっているのですが、これについては景観的なことを踏まえれば仕方ないのかなど、そういう形で思っております。本町でも、空き家対策の中で、町内において調査されてきたと思っております。その空き家の対策計画にかかわらず、実施状況は今どのように進んでいるのか、まずお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これは平成27年度から平成29年度までの3カ年で実施しております。ゼンリンに委託して行いました。委託料としまして、平成27年度は219万4,560円、平成28年度は496万8,000円、平成29年度は367万2,000円、合計1,083万4,560円。そのようになっております。平成27年から28年度は空き家所有者にアンケート調査を実施しています。空き家は161戸、このうち市街地は78戸ということでございます。平成29年度は陸別町空き家等対策計画の策定、これは29年度から平成33年度までの策定をしているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今の数値を聞きまして、金額のことも聞きましたら、かなり、その分町並みもきれいに整備されていることと解釈いたします。

次に、中古住宅の購入時の支援についてということで、まずお伺いいたします。中古住宅を求める方については、新築される方とか、また経済的に厳しい環境にある方、ほとんどが子育て中で狭い部屋から広さを求めて、中古住宅でもいいからマイホームの夢を持って探している方、結構いらっしゃると思います。本町では、移住定住促進住宅建設等補助

事業の中で補助金が出ております。また、先ほど町長が言われましたように、町の景観形成による外周の改修、または解体撤去に要する経費についても助成が受けられているのは、これは現実でございます。大変いい形で進めていただいているなど思っております。

その中で、中古住宅購入については、これは規制がありますが、築3年以内で面積が50平方メートル以上ですか、そして500万円以上の購入の中古住宅については補助金が受けられると。現実的に、補助要綱の第2条第4号については、これ現実的に見たら、非常に厳しい環境にあるのではないかと、このように解釈するところでございます。特に子育て中で公住が狭くて困っている方や、他の市町村から転入時において中古住宅を即購入して入らなければならないという方については、私はもう本当に身近な問題と考えております。その中で、中古住宅の購入時に、例えばリフォームのときは助成金は受けられますが、リフォームせずにそのまま入居される方に対しての助成の支援方法ですが、ぜひこの点を考えていただきたいと思いますが、これも私は移住定住に向けた支援対策の一環と思いますが、この辺についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この中古住宅購入時の支援についてでございますが、これは議員がおっしゃるとおり、移住定住促進住宅建設等補助事業で対応しておりまして、建築から3年以内の物件を購入した場合には床面積1平米1万円と、上限200万で補助対応となっております。また、建築から3年以上は、同事業の住宅改修で改修費用の2分の1以内、上限50万円以内で支援しております。議員がおっしゃるように、中古住宅で厳しいのではないのかなということでございますが、なかなかこれも中古住宅となれば、その線引き等々、大変難しいことがあろうかと思っております。他町の事例等々、ちょっと調査しながら、調査していつてみたいなど、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） この件については、子育て中の中古住宅購入、経済的にも大変な時期の中でのマイホームの夢でございますので、ぜひこれも時限立法といえども、継続的な項目の中で私は支援していただきたいと思っておりますので、今のお話を聞きましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、空き家に関連すれば空き地について問題が出てきます。次に町有地における利用計画について2点ほどお伺いいたします。

この件については、平成27年、平成28年度の中で各議員から質疑をされておりました。今回は、空き家と空き地の関連性のあることから、空き地についても私取り上げました。本町においては、細かい土地もありますが、その中で最初に、東1条の寄附を受けた森林組合の斜め向かいにある元の花むすびさんの跡地、これは自分でちょっとはかりましたら、面積は定かではないのですが、約260前後ありました。ことしは民間住宅の建築工事業者さんに聞きましたら大変忙しい年ですよということで、本当にいい仕事回りで、回っております。そんな中でも、町並みもぽつんぽつんと空き地が目につく状況にあ

ります。東1条の中通りとか2カ所を見ましたら、本当にいい形で駐車場にしながら、町並みの整備がされております。実際、私の住んでいる町内会においても、非常に空き地が目立ってきております。今建てる方にとっては、場所をどこにするかと非常に混迷する状況にあると思います。私は、町の中だけは中心部において空き地のない、本当ににぎわいを持ったまちづくりをしてほしいなといつも思っております。この中心部においては、子育てをする人にとっても、高齢者の方にとっても、非常に立地条件が最適だと、いつも思っております。この東1条の町有地ですが、あかしておくならば、前に言われた議員さんのお話の中にもありますが、意見として、宅地用として分譲して、安く提供してはと、私も思います。そんな中で、その後、この利用計画はどのようになっているのか、この辺についてちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 東1条、この町有地の利用についてですが、議員がおっしゃるように、あそこは2軒ありました。それで、旧花むすびですか、あそこは建物は350.40平米、土地は267.76平米。もう一つは建物が84.23平米と土地が317.57平米ということでございます。平成28年9月2日に解体しまして、解体費用は約650万円近くかかっているところでございます。議員がおっしゃるように、陸別町は標高高い山に位置しておりますので、土地がなかなかないということは私どもも十分理解しておりますが、あその場所は公共の施設等に近いということもありまして、福祉施設関係に利用したいと、そのように考えております。ある程度、年輩用の何かというふうにならざるを得ないところがございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今お話を聞きまして、福祉関係ですか、本当に行政地区の中心部でもありますので、病院も近いということで、ぜひそういう計画であるならば、本当にそのような形をとっていただければありがたいと思います。

次に、同じく町有地ですが、大通りに面する旧陸別フードセンターですか、鹿野さんより寄附を受けた町有地についてちょっとお伺いいたします。

場所的には、大通りの本別印刷さんと田中悦子さんですか、あの間に、たしか平成27年だったと思います、寄附を受けています。今から四、五十年前になりますが、私たちが中学生のころですか、ここにいる方は大体わかっていると思いますが、駅前から津別方面に向かいまして、現在の浜田旅館さんの前まで、それと両側を含めても、記憶の中では30軒くらいのお店屋さんがあったことを記憶しております。始まりは駅前から、こちらから行ったら道東通運さんの事務所、菊地組さんがありまして、スタンド、あと竹内さんから家具屋さん、そして赤とんぼさんがあって、飲み屋さんがある、今さん、そして吉田さんですか、そして石神薬局さんがありまして、その奥には坂東さんとか、いろいろ金曾さんですか、そして陸別ハイヤーさん、そしてあとこちらから行きましたら、河本食堂さんがありまして、調剤薬局さん、そしてずっと後藤電気さん、最終的に浜田旅館さんです

か、それを合わせたら本当にあのころは大変にぎやかな通りでありました。今、そうやって考えましたら懐かしく思って、時代の流れで町並みはすっかり変わっております。そこで、寄附を受けた鹿野さん、平成27年ですか、鹿野さんから受けた町有地ですが、ここは、本当に建物も見ましたら老朽化してしまっていて、解体整備関係も本当に必要なのかなと、つくづくあそこを通るたびに思っております。

それと、これについては、解体がいつごろ行われるのか、わかっていればその辺もお聞きしまして、最後、これについてはあそこの土地ですか、最終的に行政さんのほうではどのような利用目的を考えているのか、その辺についてまずお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 平成27年の2月4日にあそこは寄附を受けまして、平成30年度に解体の予定でございました。しかしながら、その解体作業が道道津別陸別線側のほうからしか作業ができないということで、ちょっと危険なために解体を見送ったということでございます。しかしながら、ことしの夏に隣接の所有者と話し合いがつかしまして、その裏側のほうからも土地を通らせて使わせていただけるとの了解をとれましたので、平成31年度に向けて予算措置を検討していきたいなというふうに思っております。

跡地利用につきましては、先ほどの話ではございませんが、住宅用地として考えております。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） この空き地についても、本町でいえば駅前通りの顔でもありますので、時間をかけて、本当に景観と有効活用ができるものを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。帯広市では、未利用市有地については、民間活用の促進を目的に、土地の情報公開をしたりして、売却とか貸し付けなどを進めております。今回、そういうことで2点の土地についてお伺いしましたので、いい形で進めていただくことをここに希望いたします。

今回は空き家と土地、空いた土地について質問しておりますが、今回住まいということで、住まいに関連しまして、町営住宅について2点ほどお伺いしていきたいと思ひます。

現在、本町には住宅条例の区分に従いまして、団地名でいうと8地区ですか、新町団地とか緑町団地とか、そういう形でいきまして、今44棟の町営住宅があります。また、このほかに特定公共賃貸住宅ですか、これ5区地区に19棟、合計で63戸ありまして、最近解体、建てかえもしていることから棟数も多少変わりつつあると思ひます。最近は、私どもの住んでいる向かいですが、新町2区においても、解体、建てかえ等の工事が進められております。住む生活環境も景観も、本当に一段と変わってきております。いい形で整備されてきているなど感じているところでございます。

この公営住宅の建てかえ等が毎年実施されておりますが、多分、計画書に基づいて行われていると思ひますが、この進捗状況というののはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 公営住宅の管理戸数につきましては、平成29年度末現在254戸でしたが、今年度実施した8戸の取り壊しと3戸の建設に伴う条例改正によりまして、現在249戸となっております。平成25年度に公営住宅の改善及び建てかえ事業にかかわる陸別町公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。この計画では平成26年から35年度まで10年間を計画期間としておりまして、建てかえ事業については平成27年から34年度までについて予定をしております。進捗状況につきましては、平成27年から30年度の間にも新町団地内に18戸建設する予定でしたが、災害等により、また町財政の事情により10戸の建設となっております。進捗率としては55.6%、18戸中10戸ということでございます。今後についてですが、平成29年度の公営住宅と特公賃住宅合わせて募集戸数延べ175戸に対しまして、応募件数31件と、これは人口の減少もあり、需要も落ちている状況から、今年度実施を予定しております陸別町公営住宅等長寿命化計画の見直しにおいて、管理戸数を減らす方向で検討する予定でございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 住宅建設の進捗状況についても55.6%ということでお話を聞きました。今後、いろんな形で進められると思いますが、どうか使いやすく、入居者に対して負担のかからないような、優しい生活環境の住宅をぜひお願いしていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

最近、民間賃貸住宅も、ここ数年で各町内においてかなり数も多く建築されております。今回も補正予算で計上されております。また、その一方で公営住宅のあきの状態も、回覧等を見ましたら、非常にあきの形が目にすることも多くなっております。毎回、あきの状態で目にするのが公営住宅、緑町の公営住宅ですか、現在59戸管理されております。以前、ある議員からも入居時における備品等についてですか、いろんな形で質疑された記憶がございます。ある町内においては、以前から住民票がないために余儀なくプレハブで生活している方もいらっしゃいます。これは、よそから来て住宅に入らずにプレハブで、ここ数年しばらくやっております。縛りがないのであれば、私は会社が保証人になって、あきがあるならば、そこに入居できれば、本当にここで仕事をしていても安心した毎日が送れるだろうなとつくづく思っております。

そんな中で、他の住宅もあいている中で、この緑町住宅ですが、回覧等で平均あきの状態が多く見受けられております。原因についてはどのように捉えられているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 緑町の公営住宅並びに改良住宅につきましては、合わせて50戸管理しておりますが、現在そのうち14戸があいている状況でございます。これらの住宅につきましては、昭和56年から平成2年に建設された住宅でありまして、要因とすれば他の団地とは異なり給湯器やお風呂の設備がないため、入居する方の負担で設置・撤去す

ることになっていることが考えられます。

最近の公営住宅の状況につきましては、緑町団地以外の団地もあきが多いことから、緑町団地への入居が少ない状況となっています。また、今、他地域から陸別町に来て住宅に住まわれても、やっぱり所得の関係で緑町関係はちょっと無理だということになれば、特公賃のほうになっていきますが、それは満杯状態でございます、議員も理解されているとおり、民間活用住宅、これは所得は関係ございませんので、そこら辺が一番入りやすいということで、これは実績をついでに今お話ししますと、平成16年からこの制度があつて、現在まで単身者63戸、世帯用37戸、100戸の建設に補助しているということになってございます。こういったこともちょっと影響しているのかなと、そういったことで報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） いろいろ話を聞きましたら、そういういろんな形の中で制約がありまして、できるだけ困窮している方に対しての支援とか、いろいろな環境整備ですか、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ヒグマ、エゾシカによる被害状況についてお伺ひいたします。

今回は、関係者トップのいる中での質疑となりますが、よろしくお願ひいたします。

本町の面積は、6万880ヘクタールのうち、森林面積5万640ヘクタールで約84%が森林に囲まれているということで、大変自然豊かな町でございます。それにつれて、野生動物が生存するにも最適な環境であると、このように思います。これからの時期ですが、農作物の収穫、またブドウ狩り、キノコ狩り、そして魚釣りなど、そういう時期に入ってきてまして、特にヒグマと遭遇する機会が非常に多くなる期間となっております。

御存じのとおり、ことしはテレビや報道でヒグマ情報、日々報道されておまして、昨年は道内で1名の方が犠牲になられております。皆さんも報道の中で御存じのとおり、池田町では羊牧場が数十匹行方不明ということで、その後、9月8日の記事には駆除されたと書いてありました。その近くには足跡がたくさんありまして、本当に熊なのかどうかわからないような、本当に最近では熊の出没が非常に多く目立つ年となっております。ことしに入って、ハンターの方から話を聞きましたら、もう4回ほど見ていますよというお話も聞いております。本町でも、新聞の記事に三、四件ほど出ておりました。そこで窓口として、ことしの熊の目撃情報、どのくらい件数が入っているのか、ちょっとこの辺をお伺ひいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 最近のヒグマの目撃情報についてでございますが、ヒグマの目撃等については、役場または警察に通報していただくよう、回覧等でもお願ひしているところでございます。役場に通報のあった年間の目撃情報について、これはヒグマそのものを見た場合と、足跡を見た場合が含まれております。平成27年度は10件、平成28年度

は11件、平成29年度は12件、平成30年度は、これは9月12日現在ではありますが12件。主に道路を横断しているところや畑の中にいるところを目撃されております。過去には、日産自動車のテストコース内に出没したこともございます。なお、出没状況によっては通報しないこともあり、何かの機会に、出ていたという話は後になって聞くこともございます。陸別は山に囲まれた地形のため、どこに出没してもおかしくない状況となっております。市街地に割と近いところで、道路や河を横断して向かいの山に移動ということが熊にとっては行われているようであります。目撃情報の一部が新聞に載ることもございます。これは主に警察からの情報提供であります。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今、町長のお話を聞きましたら、年間平均、ここ数年で10頭くらいのあれは出ているということで、本町の環境にしては、実際、先ほどの話にありましたように報告されないケースもありますので、非常に多いのかなと思うところがございます。昨年、十勝管内のヒグマ目撃情報は、昨年の12月1日現在で112件と、過去最多といわれております。捕獲数もこの10年間で毎年100頭を越えているようでございます。ヒグマによる農作物の被害も多く、トウモロコシとか小麦が踏み倒されたり、そういうケースが非常に多いと聞いております。これからの時期、山の実りが不作になりましたら人里にあらわれて、最近では冬眠のできない熊もいると聞いております。

また、今、毎日、健康管理の中で道路を散歩している方が数多くいらっしゃいます。その中のお話によりますと、ぜひ巡回パトロールの強化とか、そういうのにも当たってほしいのだという声も聞かれます。

本町として、ヒグマの目撃情報があったときの対応、それとか安全対策についてはどのように取り組まれているのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ヒグマの防止対策、出没時の対応等々でございますが、まず目撃等の連絡があった場合は、警察とも連絡をとり合いまして、現地の確認を行うこととなっております。なお、人家のすぐそばとか、ヒグマが離れないといった場合は、ハンターの同行をお願いする場合があります。現地確認は担当が行っておりまして、目撃者がその近くにいる場合は、聞き取り等も行っています。看板設置や近隣住民への周知を行い、危険性が高いと判断される場合は、ハンターによる巡回も依頼しているところであります。まれに市街地のすぐ近くに出没することもあります。その際には愛の鐘による周知も行っております。長期間出没する畑については、対象作物の食害が発生するころ、箱わなをかけております。捕獲についてですが、主に箱わなによる捕獲が多いのですが、平成27年度は、これは6月から9月までですが11頭、平成28年度は4月から10月までですが8頭、平成29年度は8月から10月まで11頭、平成30年度は5月から9月12日現在で10頭捕獲ということになっております。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今話を聞いても、非常に10頭は下らないという形で、本当に多いのです。そういうことで、これからも目につく看板とか巡回パトロールですか、それとあと運動している方もいらっしゃいますので、住民の生活を安全に守るような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、エゾシカの対策についてちょっとお伺ひいたします。

エゾシカの被害は、2016年度の管内の被害状況、これ2016年ですけれども約4億8,000万円ですか、5億円弱の農林被害を受けております。全道では、この年で約40億ですか、その中でも隣接する足寄町は非常にウエートの大きい、上位の町となっております。このエゾシカの生育数ですか、これ、十勝を含めてこの道東地区、釧路からこの管内だけでも推定で約20万頭はいると言われております。主に農作物の被害では、牧草とかビート、ジャガイモ、トウモロコシなどの被害が生じているということでございます。

また、この道内でも車と鹿による事故も年間約2,430件ほどあるそうでございます。本町においても、この鹿については中山間事業で、鹿柵設置とかいろんな形でやられていると思ひます。年数がたったら、その網も破れたりしていろんな形で傷みも激しくなります。そして、最近はその柵内においての鹿の繁殖も非常に多いと聞いております。

そんな中で、本町においても、多分鹿がこのようにたくさんいる状況の中では、農作物の被害状況とか、あとエゾシカの駆除頭数ですか、これについては決算書の中にも見ましたら出ておりましたが、これも一度確認のためにお聞きしたいと思ひます。

あと、この鹿被害についての対策ですか、これはどのように取り組まれているのか。それと今話している中で思ったのですが、この鹿柵の点検というのはやられているのかどうか、その辺についてちょっとお伺ひいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） エゾシカによる被害状況であります。過去3年間の数字を出してみました。平成27年度、これはデントコーンが4.5ヘクタール、165万1,185円、牧草143.1ヘクタール、3,706万8,080円、合計3,871万9,265円となっております。平成28年度は、デントコーンが8.5ヘクタール、310万73円、牧草は39.6ヘクタール、1,085万3,432円、その他小麦等を含めまして71万2,424円、合計1,466万5,929円でございます。平成29年度は、デントコーンが12.8ヘクタール、534万5,280円、牧草が75.7ヘクタール、2,012万2,900円、その他小麦、ビートを含めまして164万6,050円、合計2,714万4,230円ということです。平成24年から29年度の平均は、年間で3,151万9,920円。年度ごとの調査によりばらつきがありますが、被害は極端にふえているという状況ではないと、そのように考えております。

また、捕獲状況ですが、平成27年度は有害鳥獣駆除723頭、一般狩猟523頭、計

1,246頭であります。平成28年度は有害鳥獣駆除が733頭、一般狩猟467頭、計1,200頭。平成29年度は有害鳥獣駆除673頭、一般狩猟で547頭、合計1,220頭であります。平成24年から29年度の過去6年間の計、有害鳥獣駆除4,385頭、年平均731頭になりますか、一般狩猟として2,945頭、平均491頭ということになります。

被害対策等、エゾシカ進入防止柵による被害の防止ということでございますが、鳥獣被害防止施策、鹿柵につきましては、平成12年度から16年度にかけて陸別町の農地全体を囲うような形、主に国有林外や山林境に沿って設置されていましたが、弥生や勲祢別の山林が鹿柵の中ということで、鹿がその中に逃げ込み繁殖する形となっておりました。平成23年度に勲祢別から川向、弥生にかけて、本苦務から苦務、北斗満にかけての山林を覆うように鹿柵を設置しました。総延長は約208キロとなっております、維持管理は中山間陸別集落、これは陸別町農協が事務局になってございますが、委託によりまして、毎年春に通りの巡回修繕を行っているところであります。また、台風などにより、風倒木が発生した場合は、その都度補修を行うこともございます。平成25年度には、台風と大雪の被害が多かったため、町からも1,000万円の補助金を出して修繕を行ったという経過もございます。

個別の圃場ではなく、町内の畑全体を囲う形としているため、どうしても山林が残ってしまいます。また、その中で繁殖するものもいると思われれます。鹿柵内にいるエゾシカについては、有害鳥獣捕獲の駆除による対策を実施しているところであります。

○議長（宮川 寛君） 渡辺議員に申し上げますが、あと残り15分なのですが、午後からでよろしいでしょうか。

○6番（渡辺三義君） よろしいです。

○議長（宮川 寛君） 午後1時00分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 午後からの15分ということで、ここが、一番言いたいところの2点が残っておりますので、よろしく願いいたします。

今、本町にはハンター組織ですが陸別猟友会がありまして、現在30名弱の方がいるそうでございます。会員全体の平均年齢も60歳前後と、年齢層も高く、一番若い方で29歳と言っておりました。実際に活動されている方は本当にもう3分の1くらいだということを知っております。そんな中、期間も有害駆除は3月から9月いっぱい、その他は一般駆除となっているということでございまして、ここが今回ちょっと言いたいところなのですが、経費の上昇から銃弾、弾ですか、弾1発で500円から600円するそうござい

ます。それと鹿撃ちに行く活動費ですか、これもガソリン代をかけて2日間行きましたら、約四、五千円くらいかかるそうでございます。そういう出費をする中で、車の維持を考えるとなかなか帳尻が合わないのが現状だそうでございます。有害鳥獣駆除条例の第4条ですか、奨励金の額の中でエゾシカ1頭当たり、現在国からと町から1頭当たり4,500円の助成がなされております。昨年の決算書を見た時点では、この項目では352万5,463円ですか、決算されております。ハンターの方から聞きましたら、よいときであればこの助成金が1頭当たり七、八千円台のときもあったと聞いております。猟友会の中では、今駆除の中で有害駆除ですか、1カ月当たり10頭と決めながら実際やっている話を聞いております。

その中で、先ほども言ったように、活動されている方は約七、八人くらいと聞いております。この世界においても、担い手育成支援、また現ハンターの活動改善に向けても支援や鹿による農作物の被害の対策の一環としても、とりあえずは鹿柵内の鹿の駆除を優先的に行いつつ、私はそういう環境の中で町の1頭当たりの助成金の部分を少しでも改善していただけないか。それと、また全体枠ですか、お話を聞いたら、本町さんのほうで決められているということでございますが、全体の捕獲数の枠もちょっと拡大して、いろんな形でいい環境にしていきたいと思いますが、この辺についてちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、現在の奨励金等々の話なのですが、町の条例によりますと、ヒグマが1頭3万円、キツネ・ノイヌ1頭3,000円、カラス・ハトが1羽500円、エゾシカは議員おっしゃるように1頭4,500円。これは有害鳥獣駆除に限られるのですが、そういうふうになっております。そのほか、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業によりまして、エゾシカ1頭当たり8,000円、これは平成30年から7,000円となります。ヒグマは1頭8,000円、キツネは1頭1,000円、カラス・ハトは1羽200円。また、中山間の陸別集落からカラス・ハトが1羽500円、ヒグマが1頭2万円、キツネが1頭2,000円。これは当初エゾシカも含まれていたようですが、集落内の話し合いでエゾシカは除外されているということでございます。また、陸別町農協から50万限度なのですが、1頭当たり1,000円、奨励金として出ています。町のエゾシカの捕獲奨励金は平成22年4月1日に3,500円から1,000円アップの4,500円に改正となったところであります。

額の算定については、猟友会の役員会において必要経費を積み上げた額としております。平成29年度の捕獲実績は673頭で、農協からの奨励金は上限があるため、案分となりますが、平成29年度実績では、1頭当たり1万3,414円となっております。例えば、4月から10月と3月の駆除期間に月10頭ずつ捕獲したとしたり、8カ月で約100万円の奨励金となる、そんな計算になろうかと思えます。1月の捕獲頭数は、同様に猟友会役員で話し合い、捕獲したエゾシカの処理を確実にできる頭数とし、また、従事者

の就業状況によりまして、一部の従事者に偏らないよう制限を設けたところであります。また、総会等では、カラスの奨励金を上げてほしいといった意見は出ていると、そのように伺っております。

現在は、農家から苦情が入ることはございませんが、近年の経済状況等も勘案し、国の緊急捕獲事業の動向も見ながら、猟友会とも相談して再度検討する必要もあるかもしれないと、そのように思っています。捕獲許可頭数、期間の設定については、それぞれ基準がありまして、1回の許可で捕獲頭数には上限があるため、現在の頭数からふやすことは難しいと、そのように思っています。捕獲従事者数や期間によって変わるところであります。

平成29年度のエゾシカの捕獲許可は6回で、4月から6月、7月から9月、10月1日から狩猟開始の前日まで、12月10日から2月28日までは狩猟期間であります。一斉駆除を実施する際に捕獲許可で対応しております。狩猟期間終了後から年度末までの間の許可と森林管理署から申請された国有林内でのモバイルカリング等、これは餌等を置いてやる狩猟の方法でございますが、ほか、許可は6回であります。1回の捕獲許可頭数は期間にも関係しているため、3カ月の場合は全体で600頭以内、狩猟や1カ月の場合は200頭以内としております。捕獲許可頭数を満度に捕獲することはありませんが、有害鳥獣駆除による捕獲は頭数管理と被害防止のためでありまして、1人当たりの1月の捕獲頭数は、今のところ変更する必要がないと考えております。猟友会員も高齢化や人数の減少等もありますので、今後協議していく必要もあろうかと、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今の話の中で、枠の拡大は厳しいということでございますので、それであれば、少なくとも今の4,500円から、もう本当に何百円でも何千円でもいいですから、その辺、ハンターの担い手育成、また有害駆除、被害防止対策も含めて、単価の見直しとか、枠が厳しいのであればその辺をよろしくお願ひしたいと思います。

これで最後の質問といたします。ここ、一番大事なところなのです。

本町では、年間有害駆除だけでも700頭弱ですか、駆除されているわけでございます。駆除後、解体処理に関する問題なのですが、残骸処理においての、処分費はお話を聞きましたら見ていただいていると聞いております。現在、処理する場所も芽登と聞いております。ハンターの皆さんに聞くと、やはり今一番のネックになっているのは残骸処理、これはやはり日にちを置いてしまえばいろいろ衛生上問題があるとか、いろんな時間的なロスとか、その辺、これだけの数を取るということになれば、やっぱりハンターさんの言われた意見の中では、ぜひこの解体処理後のそういう処理施設の検討をしていただきたいと、これはぜひ声を大にして、議会で言っていただきたいというハンターさんの意見でございますので、この辺についてちょっとお伺ひいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、捕獲個体の処理は、足寄町芽登にある民間の廃棄物処理施設への搬入が基本となっていますが、それができない場合は、適正な方法での埋設ということになっております。これは、銀河クリーンセンターの小動物焼却炉でのエゾシカの受け入れができなくなってしまったためであります。以前、民間の処分業者が隣町までは回収に来るといった話もありましたが、当町には来れないという話になったという経緯もございます。また、他町の例もありまして、微生物の発酵による処理施設について検討したこともありますが、経費や維持管理の問題等で実現するまでには至っておりません。建設に際しましては数千万、これは2,000万円以上ということですが、また年間の維持管理に数百万、大体500万前後かかるのではないかなと見込まれております。捕獲者の一部に、議員がおっしゃるように、町内に処理施設はあったほうがよいという意見もあるようですが、今後もいろんな環境を見ながら、皆さんの意見を聞きながら、研究していきたいと、そのように考えているところです。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 本当にありがとうございます。今回は、空き家、空き地、住宅、そして野生動物の被害などについて現状をお話いたしました。今の町長のお話も聞きまして、現場の声と意見でもありますので、どうか皆さんの声を大切に受けとめていただいて、いい形で御返事をいただきましたので、反映できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 次、1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、きょうは通告してあります2点、陸別へき地保育所の入所年齢引き下げについてと認定こども園に移行する考えはないかを質問させていただきます。

2年前にこの問題を質問させていただいておりますが、現在国の保育における状況も刻々と変わってきておりますので、再度、本町の保育所の運営について質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

前回の質問のときに町長が読み上げました子ども・子育て支援新制度の基本指針、私も全くこれには同感でありまして、この理念を前提にきょうは子育て支援について考えていきたいと思ひます。

まず、本町は少子化対策、子育て支援充実のため、子ども医療の無料化や給食費の全額助成など、他の市町村よりいち早く導入して、子育て世代の支援を行っております。しかしながら、十勝19市町村のうち1歳児の保育の受け入れ先がないのは、残念なことに陸別町だけでした。今回、十勝管内のへき地保育所の数を調べたところ、19市町村に40カ所あり、1歳から受け入れをしているところが15カ所、2歳が25カ所となっております。ほかにも1歳児を受け入れていないところもあるのではないかとと思われるかもしれませんが、これはあくまでもへき地保育所で、各市町村には必ず1カ所以上1歳児を受け

入れている保育所、もしくは認定こども園があります。陸別はへき地保育所ですが、町の唯一の保育所です。現在2歳児からの受け入れとなっておりますが、90人の定員で欠員が出ているのですから、1歳児の受け入れも可能なのではないのでしょうか。

平成27年に作成された陸別町子ども子育て支援事業計画においても、保護者が笑顔で喜びや生きがいを感じながら、安心して子供を産み育てられる社会環境の充実が必要と明記されております。これを読んで気がついたのですが、この文章には「誰もが」という言葉が足りないのではないのでしょうか。子供を産み育て、いろいろな家庭の状況の中、子供を育てる環境を整備して選択できる体制を充実させることが役所の仕事だと思いますし、町長が読み上げた子ども・子育て支援新制度の基本理念、地域や社会が保護者に寄り添うということになるのではないのでしょうか。

まず、町長が考える保育所の概念、必要性をお聞きいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 中村議員には2年前にも御質問をいただいております。私は冒頭にこんなことを答弁していると思うのですが、本町の子育て支援施策、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度における基本指針の、子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義の趣旨に則って進めています。それは、父母、その他の保護者は子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提として、また、家庭は教育の原点であり出発点であると、その認識のもと、子ども・子育てを巡る環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。子育てとは、本来子供に限りなく愛情を注いでその存在に感謝し、日々成長する子供の姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらすとうい営みであると。したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児の肩がわりをするものではなくて保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて保護者が自己肯定感を持ちながら、子供と向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子供の成長に喜びや生きがいを感じるができるよう支援をしていくことであるというものであります。この基本理念を軸に子育て支援を現在進めているところであります、というふうに申し上げたと思います。

入所年齢の引き下げについては、冒頭申し上げた子育て支援施策の理念に基づくとき、慎重に対応することが必要であるのではないかと、そのようにお答えしております。その点については、現在も私自身、気持ちは変わっておりません。単にニーズといっても、これは切実なものもありますし、普遍的なものもある中、中には子育て支援の理念から多少かけ離れたものも混在しているのかなど、そういうふうに感じているところであります。しっかり見きわめていかなければならないと、そのように考えております。

低年齢児保育を行うためには、保育士の増員、施設の増改築が必要になってきます。町の現状とニーズの把握をきっちりとしていきながら、子育て支援に取り組んでいきたい

と、そのように考えておるところであります。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今、説明の中にニーズのことについて言われていましたけれども、慎重に検討するとお話ししていましたが、今、このアンケート、陸別町の子ども・子育て支援事業計画というのは、5年前にアンケートを保護者の方にとっております。そのときに、1年以上先に就労したいと答えた人が多く、そのうち、その中のゼロ歳から3歳の子供を持つお母さんが66.7%で、それに今すぐ働きたいという人15.4%を足すと73.1%のお母さんができるだけ早く就労したいと思っているのは、この5年前のニーズでもよくあらわれていると思います。そういう要望も受けている中で、実際に保育所でまだ1歳児に対応していない理由は一体、もう一度説明していただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そのアンケートのことも存じてはおりますが、その年度によってやっぱり子供たちの数やなんかも多くなったり少なくなったりということで、その当時の予想の数と今とでは、かなり今のほうが下方でないのかなと、少ないのではないのかなと、そのように思っています。いずれにしても、そういった意見を慎重にそれは検討する必要があるのですが、先ほどから申していることには自分では変更はないと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の答弁では、子供が少ないからやらないというようなニュアンスに聞こえてしまったのですが、今回の決算資料にも出ていますけれども、保育料、確かに1,100万円近い収入支出差額がありますけれども、陸別保育所は小規模保育所B型で、国の負担金2分の1、道負担金4分の1、町負担4分の1で運営していて、そのほかに町独自で多子減免や給食費の補助などもあり、1歳児を入れることによって運営のメリットは特には見えませんが、でもこの過疎の町で直営で保育所を運営しているところは、どこも黒字になっているところはほぼないと思います。補助金で足りない部分は、そのために過疎債などがあって補っていると思いますので、その辺はもう一度考えてほしいなと思うところです。

それと、働くお母さんの気持ちですけれども、小さいうちから子供が預けられてかわいそうとか、言う方もいらっしゃいますし、ほかにも自分は3歳まで家庭で子供と一緒に暮らしたいと思う方もいらっしゃいます。もちろん、そう考える親がいて当たり前だと思いますし、そうしたいと思う親がいて当たり前だと思います。でも、そうでなくて、子供を見てもらって早く仕事に復帰したいお母さんがいるのも当たり前です。働かなくてはいけない切迫した理由がある家庭があるのも当たり前です。

子育てに対する考え方はどんどん多様化していますが、でも根本の子供を大事に思う気持ちはみんな同じだと思います。今の世代のお母さんに3歳児神話の話をしたら、時代錯

誤だと言われてしまいます。それは否定ではなくて、百も承知だけれども、押しつけられるのはごめんだということです。それは捉え方が変わってきていて、今のお母さんたちは小さい子供たちとの向き合い方をよく勉強しています。お母さんたちの交流も盛んですし、ネットなどで何でも調べられるので、核家族化しても、おじいちゃん、おばあちゃんから教わるようなことも、しっかりと情報を集めて実践していると思います。私が子供のときより、今のお母さんたちのほうがしっかりと子供と向き合っているように見えます。お母さんのことばかり言いましたが、お父さんも同じだと思います。その家庭、家庭で子育ての方針は違うと思いますが、選択できる体制を整えるということこそが行政の仕事ですし、これが子ども・子育て支援事業計画に示されている切れ目のない子供の子育てだと思います。

移住フェアなどでも、子育て世代の方たちは、やはり子育て支援の項目を重視して考えるようです。陸別もこんなに頑張っているのに、子育て支援は完璧ですと言えないところは、あとこの保育の部分だけだと思いますけれども、もう一度町長にお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 国の指針ということもいろいろ出てきています。その中で、国の指針も詳しく読んでみると、中身、基本的なものは何ら今までのことと変わらないというようなことがあるのですが、この指針の中で子育て支援の項目があるのですが、ここでは保育所のほか、地域の保護者等に対する子育て支援について記載されておりまして、その中で保護者が子供の成長に気づき、子育ての喜びを感じられるよう努めるとあります。まさに子育て支援の根幹であると考えておりまして、本町では子育て親子広場というのを開設しております。保育士を常駐させまして、保護者に寄り添い、いろんな相談を受けたり、情報の交換を行っているところであります。最近は少し人数が少ない日もありますが、保護者同士、お互いの状況、子供の成長の心配、経験談を話すなどして過ごされております。子供たちも親子広場に来ることを非常に楽しみにしてくれているようで、担当の保育士も日々研さんし、工夫しながら広場の運営を行っているところであります。

親が子供の成長を間近で実感しながら子育てができると、今この親子広場の内容充実と利用促進に力を入れたいと考えているところでありますし、そのニーズが、これは就労の支援、あと生活の支援の視点ではなくて、子育て支援として総合的に判断していく必要があるのではないかなど、私はそのように思っているところであります。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 子育ての子供と向き合う気持ちはもちろんわかります。でも、女性が働きに行かなければいけない、この気持ちはどうなるのでしょうか。男女雇用機会均等法の中でも、もう成立して女性の職場での立場が守られてきているかもしれませんが、しかし、結局子供を産んで、その後育児休暇を取るのは女性です。2年間という、実際そんなに休ませてくれる会社がどのくらいあるのでしょうか。2年後に復職して、その後第2子、第3子を出産するとなると、完全に復帰できるのは何年後になるのでしょうか。

仕事に戻っても、このブランクを埋めるのは大変なことです。働くことは、経済面だけではなく、女性にとって自分の夢の実現の場である人もいます。先ほども言いましたが、子育ての考え方はそれぞれの家庭で違いますので、決して小さいうちから保育所に預けて働くことを強要しているわけではありませんけれども、でも働きたいのに働けない、社会の一員として活躍したいのにできないという女性の苦しみもあるかもしれません。逆に、1歳児から保育所に預けられるのなら働きたいと思っているお母さんもいると思います。町内の福祉施設などでも、慢性的に人手不足で、1日数時間の勤務でもいいからと募集しています。子供を保育所に預けられることで、働き手が循環されるかもしれませんが、町長は女性が2年間育児休暇を取りながら子供を育てる気持ちと、子供を預けられるなら働きに行きたいという考え、そのことをどう考えますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これは昔からというか、子供を産んで育てていく教育というのは、どの時代になってもそれは基本のものは変わらないと私は思っています。この前の答弁でも言いましたが、日本も女性が一生懸命活躍してくれる社会を目指していくということで、それは私も理解しているのですが。それぞれその家庭によって、その環境によって子育てのいろんな諸条件が違うのではないかなと、そのように思っています。まさしく議員おっしゃるように、逼迫している方もいらっしゃるかもしれませんが、またまるきり違う意見の方もいらっしゃるのではないかなと思っています。そこら辺はまたいろんな、こちらとしても調査していく必要はあろうかと思っております。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 町長もその家庭によって子育ての考えが違うという気持ちをわかってくさっているのですでしたら、お母さんはなるべく子供が1歳になったら働けるように、ぜひしていただきたいと思います。

それに伴い、今の保育所では手狭になるのかもしれませんが、そして保育士の確保も考えなくてはいけないと思うのですけれども、以前にも出ましたけれども、先ほど医療技術職員養成修学資金貸付条例の話が出たときに、ほかの業種の資格取得の助成金を担い手委員会と検討していくとありました。もしそういう助成金が出るようになったら、保育士の資格を加える方法もあると思います。近隣では保育所でパートを始めてから、通信教育で保育士の資格を取るという方もかなりいるようです。道でも保育人材確保対策事業や保育所の施設整備助成事業などもありますので、ぜひ1歳児から受け入れができるように考えていただきたいと思います。

前回の答弁では、保育ママのほうにも力を入れていくという話もありましたけれども、実際、保育ママ制度の充実を図っていただきましたけれども、補助金もふやしていただきましたけれども、登録制度ではなく自分で探してとのことでしたから、保育ママが見つからずに利用できずに困っているという話も聞きました。現に利用人数も減少しています。入所年齢に達していない子供を持つ保護者のために、保育ママ制度をつくった経緯がある

のでしょうけれども、制度が整っていても体制が整っていないのではやっていないのに等しいと思うのですけれども、その辺の保育ママの現状を教えてください。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現状の利用者はゼロだそうです。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 実際ゼロだということで利用者がいないようですけれども、やはり保育ママより保育所での預かりを希望する人が多いのは、今の保育所がとても安心して子供を預けられることを、お母さんたちが知っているからです。先生たちの努力と優しさが子供たちを通して親にも伝わってきます。私もこの保育所で子供たちと一緒に楽しい時間を過ごし、たくさんの喜びをいただきました。町長がよくおっしゃっている小さい町、小さい規模だからできる対応に期待いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

2019年10月より段階的に3歳から5歳児の幼児教育の無償化が本格実施されるのに伴い、保育所、幼稚園を合併させて認定こども園にする町がふえてきています。幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育てや支援全般を行う施設です。保育所の所管は厚生労働省で、主な目的は日中の保育サービスです。幼稚園の所管は文部科学省です。小学校のプレスクールのような教育の時間も設けられています。本町の保育所も1日中勝手に遊ばせているわけではもちろんありませんし、目的を持って活動しているからこそ、ほかの町から来た保護者がびっくりするくらいの素晴らしい運動会や発表会が行われていると思うのですけれども、今後、幼児教育の無償化に伴い、同じ無償なのに教育に差が出るという意見も出てくるかもしれません。陸別町としては今後の保育所の運営をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 平成31年10月からの保育料無償化にかかわる情報については、現時点では国のほうからの通達、通知の類いというのはまだ一切こちらには来ておりません。したがって、現在インターネットに記載されている情報でしかありませんが、要点等を申し上げたいというふうに思います。

まず1点目ですが、幼児教育と保育の無償化の全面実施は平成31年の10月からというものであります。2点目、無償化の対象は、認可保育所、幼稚園、認可外保育所。3点目、3歳児から5歳児が対象であって、認可保育所と幼稚園は無償化と。認可外保育所は月額最大3万7,000円まで国が面倒を見るということであり、4点目、2歳児及びそれ以下については、住民税非課税世帯のみが無償化の対象というものであります。しかしながら、あくまでも正式な通知も来ていない中での情報であります。

認定こども園の話に移っていくのですが、現在認定こども園のほうに移行するという考えは持ってございません。といいますのも、この件も2年前の答弁で申し述べておりますが、原則として給食の自園調理が必要になるということと、調理室の設置が義務づけられ

ておりまして、設備投資が必要となることに加え、認定こども園になると、栄養士による指導に基づいた年齢や発達に応じた食事の提供が義務化されることから、現在行っている給食センターからの搬入は全くできなくなります。給食センターそのもののあり方もそれによって影響が大であると、そのように思っています。現状、へき地保育所だからこそ、給食センターからの一率化した給食の提供での対応が許容されておりますが、先ほど言ったようにそれが全くできなくなるというわけです。認可外保育所だからこそできるメリットが多く、他の市町村から移ってこられた親御さんから、陸別町に来て大変喜びの言葉をいただいているというのも事実でございます。現状、預ける側、預かる側にとっても、今の体制を維持することがよい形になっていると判断しておりまして、認定こども園への移行の考えは、現在のところも持っておりません。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 認定こども園については、やらないという方針でしたら、それでも私はいいと思っています。今までへき地保育所としてのメリットを活用して、給食など、いろんな料金体制なども、皆さん保護者たちも恩恵を受けてきたので、それはもちろんいいと思います。ということは、私が今回一番お願いしたかったのは、1 歳児からの保育所の受け入れについて、そこを、年齢を引き下げてほしいということですので、それは給食は今までどおり問題ないと思いますし、2 歳児にも給食を出しているので問題ないと思いますし、もし1 歳児は、もちろん食べる量も少ないですし、保育士も食べさせたりするのも大変だと思います。その辺は、お弁当でもいいのかなと思います。親もそのほうが安心するかもしれませんし、そこは臨機応変に考えていってほしいと思います、もし可能ならば。

幼稚園だから勉強が入るということを書いてくる方もいらっしゃるのですけれども、このへき地保育所だからできる、今は英語の先生が来て保育所で英語を教えたりだとか、そういうこともやっていますけれども、今後保育の新たな教育というか、小さい町だからできるような、体育の先生を呼んで、体操の先生を呼んで、何か新たな指導をしてもらおうとか、そういうことも考えられると思います。そういう対応も考えられると思いますので、今後、そのように運営していったらいいのではないかなと思います。

最後にですけれども、2020年にはやっぱり政府はゼロ歳児からの、全部の無償化を目標に動き出しているのですから、その時点で2歳からの受け入れはできませんとは言っていられなくなるかもしれません。国の施策もこんなに変わってきているのですから、ぜひこのタイミングで見直すべきだと思います。

最後に、陸別が誰もが安心して子供を産み育てることができる町で、ここで子供を育てることができてよかったと思ってくれる人が1人でもふえるように、これからも一緒に考えていってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 市や町の形態はいろいろあると思いますし、私ども陸別町、これは無認可保育所です。これは、すごくこの小さな町で、ちょうどうまく当てはまって、それが逆にこうした認定こども園等々、ほか、だんだんやっている町は、それはありますが、私どもはそれより今のこの環境の中で安心して子を預けていただけるような保育所をやっていくほうがずっとメリットがあると、そのように思っています。ただ、いろいろ先ほども保育ママ制度のこともありましたが、そこら辺もちょっとじっくりと分析する必要もあろうかなと、そのように思っています。

子育て支援の施策については、今年度これからになります。次期の子ども・子育て支援計画作成のためのアンケート調査を行うこととしておりますので、その結果を踏まえつつ7名の委員さんでしたか、構成します陸別町子ども・子育て支援会議で協議を行っていただき、進めていく考えであります。議員さん、先ほどから言われています年齢引き下げの問題とか、このこども園の件、これは貴重な御意見として伺っておきたいなど、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後01時44分

再開 午後01時59分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 午前中に引き続き、各議員の話聞いて、答弁をする人も大変だったと思いますけれども、あと私1人でございますので、最後までおつき合いのほどお願いします。

まず、通告している質問に入る前に、さきの議員も言うておりましたけれども、今月の6日、北海道胆振東部地震によって、震度7というのですか、そういう形の中では、何年ぶりとか何十年ぶりという、そういう状況の中で多大なる犠牲なり被害が起きたことに対して、心よりお悔やみ申し上げますと同時に、今なお被災しながら、仮設住宅、あるいは避難している人たち、また停電によって多大なる事業者の負担などしたことについても心よりお見舞い申し上げます。

この地震を通じて私思うことを二、三述べたいと思うのですけれども。というのは、やっぱり当町は震源から遠いということで直接地震の被害はなかったけれども、停電という事態に陥って、この文化文明の危機というか、文明の享受を受けた中で、ないことについてすごく、いわゆる想定外なことがあったと思うのです。そういった意味で、行政として、今後やっぱりこういうことについては、きのうの行政報告にもありましたけれど、当町からも派遣が2人出て直接被災地に行っている、そういう人たちの一つ一つの勉強というか教訓、そういうものをもとにして、今後防災会議をやっぱりして、この地震における停電も含めた検証をやはりきちんとしたほうがいいと思うのです。ということは、今、日

本列島においては、いつどこで何が起きるかということは、もう予測できないと、何十年後という世界でない。もちろん、根室沖地震は30年の間に40%起きる可能性だっていう。そういう災害が目の前に迫っている中で、やっぱり検証をきちんとして、少しでも被害を食い止めると。自然災害はいつ出るという予測もない中で、起きたときに右往左往することなく、常に対策をとってほしい。そういった意味と、庁舎の、今回停電によって発電設備がないということを私も知りましたので、やはりここは避難所でもありますので、やっぱり発電機を自賄いで持つような形のものを早期に整備しておくことが、今後の被災の関係に対応できることではないかと、そういうことを思ったわけでございますので、今後行政を進める中で、そういう面について取り組んでいってほしいなと思います。

それでは、私、質問をしている中身として2点なのですが、国保の関係と消費税の関係ですけれども、これは今議会の中で午前中の一般質問の方もそうだし、私の前の先ほどの議員の中でも共通する話で、コア的というか、中心的なものは、なるほどというふうに私は思っています。ですから、重複する話はしたくはありませんけれども、重複する話にもなるかと思っておりますので、その辺について私が質問する趣旨について十分汲んでいただいて実行していただきたいなと思っています。

というのは、日本の国というのはおかしなもので、現在、町長自身も、いわゆる少子化、高齢化と言われている中で、そういう認識は誰しもが持っていると思うのですけれども、何で日本の国が少子化になってしまったのと、そういうことを考えたときに、その原因が、全然とんちんかんな話をするから、わからなくなっていると思うのだけでも、私は先ほどの議員が質問したように、やっぱり子育てというのは決して個人のものでもないし、その人その人の、そういうものでもない。簡単にいえば、自分で子供をつくったのではないかという、そういうものではなくて、子供はやっぱり国の宝で、将来国を背負っていくという、そういう観点がやっぱり、今の野尻町長に欠如しているとは言わないですけれども、国の、例えば国会の中でも、結婚式に必ず1人や2人産めみたいな言い方をしている、そもそもがおかしいのだよね。やっぱり何で子供をつくれぬの、つくっていくのには大変なのだっていう、そういう認識、それを国が補うという姿勢がなければ、国会議員として役目をしないし、中には生産性がないなんて暴言を吐くような国会議員もいる。これは、国のというか日本の子育てというか、子供に対する、将来の国を担わせる人たちのことに対する軽視だと思うのです。やはりヨーロッパのように、やっぱりゆりかごから墓場までと、これは子供だけではなくお年寄りのケアも、やっぱりその国民一人一人を大切にするといいところが欠如していると思うのだよね。だから、そういった意味で、決して野尻町長を非難しているわけではなくて、そういう流れの中でやっぱり進められている国の政策で、いわゆる子供が足りないというか、少子化だと言われる原因だと、全てではないと思いますけれども、そういうことだと私は思いますので、私の質問もそういった観点から、当町として行政の支援策として実行していってほしいなと、私はそう思いますのでよろしくお願ひします。

今言いましたように、子育ての支援策として国保世帯の被保険者均等割の減免について伺うということで、18歳未満の方々を対象にしたというか、そういう減免をしたらいいのではないかと私は思っているのですけれども、当町において先ほどの議員も言っていましたけれども、陸別は他町村にない、あるいはあっても率先してやってきた学校給食無料とか、それから医療費の無料とか、それから保育所の低価格であるとかという、そういう面については僕はすばらしいと思うのですよね。

そういった意味からいって、国保のいわゆる被保険者、子供の、18歳未満の人も2万2,000円だったと思うのですけれども、均等割ね。それをやっぱり減免することによって、なおかつ陸別の子育て支援につながるのではないかと私は思っています。これ、何でそういうことを私、質問のテーマに挙げたのかといいますと、これは3月のときに私の個人的な理由で通告していましたけれども、取り下げたのですけれども、これ、社会保険の人たちは均等割、子供の分はないというふうに聞いているのですけれども、僕自身調べた結果ないというふうに聞いているのですけれども、その辺の真相はどうですかというのと、結局質問にもありますように、陸別の18歳未満の被保険者の人たちが何人くらいいるのかということをもまずお答え願いたいと思うのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それではお答えしたいと思います。

本来であれば、今、議員もおっしゃった3月のときにやったことでもありますし、社会保険の絡みでお答えしたいと思います。まず、社会保険の場合は、制度上、今もらっている給与をもとに保険料が算出されるということになっております。例えば、夫が会社に勤めていて妻が専業主婦というケースでは、夫が保険料を支払うことで妻や子供は保険料を負担することなく保険証が交付されるということになっています。つまり、家族構成にかかわらず保険料が決定されると、これが社会保険であります。一方、国民健康保険は制度上、前年の所得をもとに保険税の算出が行われます。また、保険の加入者全員に保険税がかかってきます。つまり、国保税は家族構成を加味した算出というふうになっているところであります。

次に、平成30年8月末現在の数を申しますと、ゼロ歳から17歳までの合計が陸別町は62人であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、町長にお答えを願ったわけなのですけれども、私、このごろ、別に自覚しているわけではないのですけれども、それなりに陸別のイベント等に参加して、僕自身も楽しんでいるわけなのですけれども、ずっと見えますと、非常に、今62人と言いましたけれども、何かそれ以上子供たちがいるのではないかというくらいイベントに出てきているわけなのです。そういった……、なるほど国保だけね。そうしたら、ほかにもいるということで、でも非常ににぎやかで楽しく、何というか頼もしいという、そういうイベントの中で、子供さんたちが来て参加していることを、私はうれしく思っていま

す。

そういった意味で、国保の場合は自営業ということだと思えるのですが、その人たちの子供さんも、あの子はどこの子というふうな話も聞いたら、やっぱり自営業をやっている農業関係とか商店とか、そういった人たちの子供さんであるということは、いろいろ名前を聞いてわかったわけなのですけれども、そういった意味で聞くと、すごく頼もしい。そういった形の中で、今、社会保険の人たちは1人ずつ子供のカウントをされないで保険料が一律になっている、いわゆる親父さんというのか、そういう父親さんがやるという、会社から天引きで保険を受けている。僕は、同じ日本人でいながら、先ほどしている質問と同じようになると思えるのですけれども、これは差別だと思うのですよね。金額的にどうなのかわかりませんが、国民健康保険の子供はカウントして、社会保険の子供さんはカウントしないで一律、親の。聞くとところによると、社会保険と国保との全体的、今回の国保の改正でも九十何万ですか、最高額。そういった数字の中と合わせると、社会保険は安いような気がするのです。決して国保より高いとは思わないので、それになおかつ個人個人のやっぱり均等割の分まで賦課するというのは、いわゆる法のもとに平等という観点からいっても、私は、差別という言い方にはならないかもしれませんが、負担が高いのではないかと。

そういった意味で、やっぱり国保の均等割というのは、これは国で決められる法律の中だから一概に、簡単にできない面はあるけれども、行政として先ほど62人ということですから、2万2,000円を掛けると120万くらい、先ほど僕が言いましたように陸別のすばらしい、いわゆる学校給食にしても、医療費無料ということも含めると、やっぱり子育て支援ということで、大いに子育てを安心してしてもらいたいと。先ほどの議員の質問もありましたけれども、そういう陸別の特性というのは、僕は出していいのではないかと。そういった意味で全員の、4人子供がいたら4人ということも必要かもしれませんが、2人以上の子供は減免するとかという、そういう方法というのを、僕はとることによって陸別に安心して住み続けられるというか、子育てできるという、そういうまちづくりというのをしてほしいと思うわけなのですけれども、そういった点について、町長、200万の金が多いか安いかは別としても、そういったものもひとつの観点で捉えてほしい。

それで、全国的にこの問題については、今、国保の減免ということが一つずつ動き始めてきていますので、当町としても、おくれさせながらにならないように、ひとつ取り組んでもらいたいと思いますけれども、その辺についてどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどの金額の件も詳しく説明したいと思うのですが、まず62名と申しましたが、計算基礎額としては、条例の規定にあります医療分の被保険者均等割額が1人、議員おっしゃるように2万2,000円であります。後期高齢者支援金分の被保険者均等割額が1人9,000円ですので、合わせて1人当たり3万1,000円となり

ます。これに先ほど言った62人を掛けますと、厳密に言うと192万2,000円ということになります。

この保険制度に関しては、これは国がやることですので、私から積極的に発言するということは控えさせてほしいと思いますが、国民健康保険事業は特別会計でやっておりまして、独立採算でやるのが、これは原則ということになっています。さらには、平成30年度からの制度改正に伴い、全ての保険者に対して今後、赤字、つまり一般会計からの法定外繰り入れを解消するよう指導されているところでもあります。

このことから、仮に子供の分の減免をした場合には、その分を所得割や平等割、さらには減免した以外の均等割で穴埋めすることになるかと思えます。結果として、被保険者の間で不公平感といいますか、そういったものが生じることになるのではないかなど、そのように考えているところでもあります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） その会計上の特性というのは、私は十分わかっているつもりなのです。ただし、やはり政策として取り組む場合には、一般会計からの繰り入れをしてでも政策として取り組んでいかないと。決してそのことについて、後退することのないような質問になろうかと思うのですけれども、学校給食だって、結局材料費その他については、受益者というか子供たちの負担ですよと言って、あと管理費とか建物のその他の償還物もろもろ入れると、それは行政で見るけれども、食事の材料費ですね、そういうものは必ずもらいなさいというのも、これ学校給食法の中にも書かれているのだよね。それでいてもなおかつ、当町が取り組むということは、それは一つの政策の一端だと思うのですよね。

それと同じように、私も国保会計の性質上、やっぱり独立採算みたいにというような話を今、町長もしていましたけれども、それも政策の一端として、200万円近くを補填してでも、やっぱり子育て支援をしてほしいと、これも陸別としての一つのキャッチフレーズにもなると思うので、先ほどの議員の質問のように、年齢を引き下げても、ほかの町村でやっても陸別はしていない面もあるけれども、率先してするという方法をとるといっても、やっぱりそれも陸別の特性だと思うのです。そういった面を積極的に取り入れることが、小さい町でありながら、きらりと光る町になろうかと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、これに関してなのですが、議員もよく御存じだと思いますが、当町は4方式による税の負担ということで、子供世帯に対する負担は2方式とは違い資産割や世帯別平等割で緩和されているというのも一つでございます。

また、子育て支援策にはいろんな方法が考えられますが、当町としては先ほどおっしゃられたように医療費の助成の拡充を行っております。さらには、出産祝い金の制度だとか、今お話のあった給食費無料、通学者への交通費の免除、助成等々、子育て支援策につ

いてはいろんな形での充実を図っておると思っています。

北海道においても、ちょっと調べてみましたら、議員のおっしゃっている、子供のいる世帯の保険税の条例減免を実施している市町村があるように聞いております。しかしながら、当該市町村は、平成30年度より段階的に縮小して、将来的には廃止することを検討しているということでございます。これは、北海道国保医療課による情報であります。それにかかわって、先ほどの30年4月からの国保の広域化によりまして、赤字補填分が繰り入れはできないということになっているということも一つの要件であります。当町としては、法律のルールに基づいた税収の確保を前提として、独自事業としての、こういった減免策については現時点では私どもは考えておりません。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） この方法はいいかどうかわかりませんが、国保会計については基金というのがありますよね。その基金を積んで迂回すればいいのかなと思うので、思いついた言い方ですけども、直接入れることがどうのこうのと国からクレームがつけられるのであれば、そういう方法も政策として考えていってほしいと私は思うので、やはり先ほど言ったように、社会保険の場合はそういうものはカウントされないけれども、国保、自営業の人たちは、いわゆる建設関係に勤めていても会社で見てくれないで国保に入っている方もいると思うのですよね。そういった人たちも含めると、やっぱり決して色分けはなっていないかもしれませんが、国保の子供さんたちは負担がある。そして社会保険の場合はないという、やっぱりそういう差別というか、その辺の制度上の問題なのかもしれませんけれども、町として取り組んでいくような方法をひとつ考えていってほしいと思います。いずれにしましても、ほかの町村が今言ったように段階的に解消という話もあったかもしれませんが、やっぱり陸別町として率先して、先駆けていってほしいということを最後に強く求めて、この件については終わりたいと思いますけれども、町長の考え、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 制度上の違いというのはやっぱりいろいろあるということも、やっぱり御理解していただければならないかなと、そんなふうに思いますし、一方、全国の知事会で、平成27年1月ですか、持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた緊急要請ということで、子供にかかわる保険税の均等割軽減措置の導入を国に要望しているということから、私どもとしては、今後、国の動向をちょっと見守っていきたいなど、そのように考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） この件について最後と言いましたけれども、結局やっぱり国の壁にぶつかるのですよね。自治体で何でもかんでも、僕が質問している中ではそういうふうに聞こえるかもしれませんが、負担をしてでもやれというけれども、やはり自治体としての一つの行政を持っている町長として、全てというわけにはいかない、いろいろこ

う考えて、それだけとはいかないと言うけれど、結局国の責任というのは、先ほどああい
う言い方をする国会議員がいるということは、僕はおかしいと思うのだよね。やっぱり国
自身が率先して、そういうものに取り組んでくれるように、やっぱり町長も町村会を通じ
てでも、何かそういうことを言った議員に直接言うということも難しいかもしれませんが
けれども、おかしいぞと言うくらい、やっぱり町長自身の信念で、国も変えていかなければ
ならないと思いますので、町長の奮闘をひとつお願いいたします。

それでは次に、消費税の関係なのです。これも国絡みのことなので、行政でどうするこ
うするというにはならないような気もするけれども、やっぱりその辺についても行政の、
2,500人ですか、当町を預かる首長として、とてもこんな消費税ではだめだよという
くらいな気持ちになってもらいたくて、私は質問するわけなのですけれども。

消費税の関係で、当町の、いわゆる行政における影響はどうなのかなということを知り
たくて調べたのですけれども、会計、いわゆる監査委員の意見書の中に消費税分というこ
とで、これは5,000万円ですか、トータルで社会保険と合わせて入っていると。これ
は入っている話であるのですけれども、實際上、いわゆる支出、工事請負とかそういった
いろいろなもろもろを入れると一体どれくらい消費税として支出からプラスアルファなの
かなということを知りたくて質問しているわけなのですけれども、その辺について、通告
しておりますので、幾らくらいになりますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、歳出での消費税としての総額は、一般会計で平成29年度
歳出決算額、これは47億5,207万4,000円でございます。それで、消費税額は、
これはあくまでも概算になってしまうのですが、1億2,262万5,000円くらいかな
と、そのように思っています。また、歳入での消費税としての総額は、これも一般会計
で、平成29年度歳入決算額50億156万1,000円。消費税額は、これも概算にな
りますが、905万9,000円。ただし、歳入の中には、地方消費税の交付金5,019
万1,000円というものが含まれております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 前は選択できたのですよね、消費税。例えば水道料金とかもろも
ろの手数料。でも、今はもう全部消費税を掛けなさいと。ただし、陸別の場合には、僕の
認識では内税ですよね。別に外税としていないということで、内税であればそれなりの経
費の中で消費税をかぶるというのですか、直接。そういった意味も合わせると、5,00
0万円の900万円で約6,000万円の消費税が入ってはくるけれども、支出としては
1億2,000万円。半分ですね。ということは、ほかの業者さんであれば、この6,00
0万円残った分はいわゆる納税しなければならないですよね。戻さなければならない。で
も、行政の場合はそれをしなくてもいいけれども、やっぱり6,000万円というという
金自身が、消費税が平成元年から、ここ30年ほど前から施行されてきているわけなの
ですけれども、やっぱり行政にはかなりの消費税の負担というのが強いとされていると。そ

して、挙げ句の果てに交付税は減らされる、消費税は負担させられるという、こういう矛盾というのも、やっぱり町長としては怒っていいのではないかと思うのだよね。そして、私、質問する前に考えたのは、来年から10%になると。2%上がるということは、なおかつまた行政が負担をするという、そういうようなことに対しては町長自身も怒り心頭に立つぐらい、やっぱりやめてほしいと。2回ほど延長したとは言うけれども、今の内閣では来年の10月に実施するみたいなことを言っております。そういった意味ではやっぱり行政を預かる長としても、もう耐えられないよということをやっぱり考えていって、スタンバイしてほしいなという意味を持って私質問しているので、その辺を私の意を汲んで、何かの町村会長とか、あるいは直接国会に陳情、これは町村会、道を通じてでもしていいほしいなと、私は思います。

これは行政に関しての消費税の負担ということについての重税というか重圧というか、そういうものを感じたときの話ですけれども、いざ今度消費税の段階で、町民というのか住民というのか、そういう人たちに対して消費税の影響というのはどうなのかなといった場合に、やっぱり過去に3%から5%、8%にというふうに変えられたときに景気が必ず落ち込むのです。消費税が上げられる段階では、一時的に消費は伸びるけれども、その後のあおりがあるという。そういった意味で、来年の10月となれば、また来年度から駆け込み購入というか消費があると思うけれども、その後が必ず景気が落ち込む。そういった悪循環の中で、消費税というものに対する、国民というか町民に及ぼす影響を町長自身も十分わかっていると思いますので、その辺を国にもう上げないでくれと、とても行政としても交付税も減らされるということも含めて、言っていってほしいなということのひとつ、強く考えていってほしいと思います。

それで、今回の10月、来年上げられると予想されている面について、インボイスとか、それから複数課税というやり方を導入して、軽減税率だみたいな言い方をしているけれども、税率は複数の場合、8%、10%という、直接業者さんに対するというか、もう業者だけではなくて消費者自身も右往左往するようなこの複雑な消費税というのは、やっぱりやめてほしいというのが、私、率直に思うのです。町長も、十分そういう面については調査なり知り得ているところだと思うのですけれども、インボイスというのはどういう形態だかちょっと、町長の知る限りで説明願えませんか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどの、御指摘のお答えなのですが、私どもも同じようなことを思っています、町村会でも既に中央のほうに幾度となく要請しておりますし、今はそれぞれの町村の基金にまで目をつけられているというようなこともありますので、そこら辺は絶対ないようにと、そういう要請もしている、そういう運動もしているというのはぜひ御理解いただきたいなというふうに思います。

次に、今のインボイス等々のお話なのですが、私も商売しているときはそこら辺、今より詳しく思ったと思うのですが、これは2016年11月末に可決して成立しました税制改

正の関連法によりまして、2023年10月に実施される予定となったインボイス方式、これは、適格請求書等保存方式と、なかなかわからない言葉ですが、課税事業者が発行するインボイス、インボイスといったら請求書とか納品書のことなのですが、これに記載された税額のみを控除することができる。いわゆる仕入れ税額控除といいますか、その方式のことを言います。このデメリットが想定される内容なのですが、まずインボイスは発行者、あと受領者双方で保存する必要から、管理の手間が明らかにふえると、そういうふうに思っています。二つ目として、仕入れが発生するたびに課税事業者のインボイスと免税事業者の請求書を仕分ける作業がふえると。三つ目として、一式といった表現で商品をまとめて、今まではできたのですけれども、それが記載できず、商品ごとに分けなければならない。そのために請求書を発行するシステムの入力作業が間違いなくふえると、そのように予測されております。2019年10月からインボイス方式が導入されると、2023年10月までの4年間、これは区分記載請求書等保存方式が適用されまして、課税事業者と免税事業者の区分はありません。そのため、請求書等に登録番号の記載は求められないということになっています。導入に当たりまして、4年間の猶予期間があるということなので、事業者は準備と、想定される疑問内容を把握整理して、国等などの説明会、講習等のときに、質問等でぜひとも御確認を願いたいなど、そのように思っているところであります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 簡単にいえば、免税業者、いわゆる1,000万しか収入がない人は免税業者で別に消費税については、今の8%の状態のときは一切関係ないというか、それは書類上、売り買いの中で消費税を掛けようが掛けまいが、もちろん消費税をもらうときはもらう、もらわないときはもらわないと、そういう選択ができたけど、今度10%に上げるときのインボイスというのは、免税業者というのは、そのまま安閑としていられないですよ。今、町長がいましたように、書類上物すごく煩雑なことをしなければならぬと。そういう帳簿もそろえなければならぬ。そして、必ずインボイスの場合には業者ナンバーというのが必要なのです。それを登録することによって、相手先に消費税をもらうときも払うときも、その登録がないと、相手方にすれば仕入れの消費税あるいは支払いの消費税については、税務署では認めないという、そういう方式らしいのです。このインボイスというのは、だから免税業者というのは、あつてないような形をとらないとだめだということが改悪ですね、僕に言わせれば改悪、そういう改正をされると。そういうような意味合いを込めると、私は誰が考えたのか知りませんが、そういう消費税、昔、消費税をつくった大臣、何という人だか忘れていましたが、小さく育てて大きく育てるのが政策の一端だと言ったのです。ということは、3%から10%、もう3倍強にして、これからも消費税を上げるみたいな感じもするということの中で、国民にとってというか普通一般の人、業者も含めて、大変な負担をさせられると。

そういった意味とあわせて、もう一つは、複数税率というのがあるのですけれども、そ

の辺についての町長の認識はどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問の複数税率という言葉、課税がいろいろ違ったり、軽減税率のことですか。軽減税率はもちろんですけれども、インボイス制度というの、今でもやっぱり反対意見というのはかなり根深いというのは私どもも存じているところではあります、寂しいかな、そのまま導入される可能性のほうが高いのではないかなと、そのように見ております。

また、軽減税率なのですが、そんなにまだ私どもも勉強していなくて申しわけないのですが、いろいろやっぱり矛盾点がたくさんあって、例えばファーストフード店に行って、例えばハンバーガーでも買って、その店で着席して食べたら10%かかる。持って外に出れば、外のベンチか何かに座って食べれば、それ8%で済むとか、いったら切りがないのですが、生活にかかわるもの等はやっぱり安く抑えるとか何とかということだと思っております、これもいろいろ矛盾があるのかなと、早くからそういうことが出てきて報道されてきたときから私個人としてはこれちょっと面倒で大変なことだなと、そのように感じていたところであります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 町長が認識した程度だと思うのですよ。いずれにしても、これは今の政権党の一角が考えて、少しでも軽減税率なんて格好いいことを言っているけれども、ものすごく複雑ですよ。買うほうもそうだし、売るほうも、レジだって二重になりますよ。結局同じ品物でも持って帰ったかその場で食べたかと。飲食店なんかだったら特にそこで食べないで自分で外行って食べますなんていったら、それがレジの打ち方で8%になるのか、それともそこで買ってもらったから10%になる、そういう帳簿づけとか、そういういわゆるレジの機械も、買うのに補助金を出すから買えという言い方をしているという、この姑息な国のやり方っていうのは、先ほどの子育てじゃないけれども、ものすごく国民にとっては腹立たしい。やっぱり、そういうようなことを平然とやられる今の政権について、私はアンチ的でありますから大いに言いますけれども、やっぱりそういうような政権なんて、国民を苦しめるような、そんなことはやってはならないと私は思いますので、この辺については町長自身も、私と意を同じくする運動をやっぱりしていったほうがいいと思います。そうでないと、業者自身守れませんよ、本当に陸別。いわゆる中小企業というか、零細企業というかね。あるいは農家自身だって、1,000万いかない人たちがだっている中で、インボイスをやられたり、農家で直接商品を売ることはないけれども、食品なんかをね。そこでいうのは、やっぱり形の中で、やっぱり日々の生活というか仕事に追われていて、そんな複雑な帳簿なんてつけていられないというのが実態だと思うのです。そういうことを平然とやる国に対して、町長自身も、議会でこうやって言っていたから俺は絶対反対だというくらいの気持ちでひとつお願いします。

それから、消費税の一つの矛盾は、いわゆる輸出業者。例えば自動車産業なんていうの

はほとんど国内で供給するのもあるけれども、やっぱり輸出産業、知ってのとおり大手の業者、私が自動車産業5社を見た場合、これもまた言い方がふるっているのだけれども、ほかの国に輸出した場合には消費税はもらえないと。普通、国内で売り買いしていれば、売った場合には必ず消費税をつけるし、買う場合にはまた消費税をつけて払う。けれども、売ってその中で消費税は輸出先の国ではやっていないので、もらえませんということになったら、国内では当然製品化するための品物なり、あるいは労賃は別として、いろいろな面で消費税がかかります。かかった分に対しての消費税は払うものは払ったのだから、もらえないものはもらえないでゼロだから、その分還付してくれというのが輸出業者の言い分なのです。それを認めているのが、国の今の消費税のからくりなのです。

私が試算しましたら、消費税で還付されているのが、6,214億円、5社でね。それくらいあると。1年ですよ、これ。だから今まで消費税の、もともとがそういう制度で来ているから、3%から今まで27年間の間では、もう何兆円単位で還付されていると。そして、その大手の自動車会社がある町では、何も消費税入ってくるどころかむしろ還付金で赤字だと。というか、追い金が多いという話もある中で、これはものすごく矛盾なことなのですよね。そして、国民一人一人は、今言ったような業者さんにおいては帳簿をつけないとだめだとか、必ず消費税について入ったもの、出たものを全部記帳しなさいという、そういう仕事を過大に押しつけられて、挙げ句の果てに、その成果品として何かといたら、入ってきたものより出たものが少なければ、それは必ず国に戻しなさいという形なのだよね。逆に今度は、もちろん消費税が多いですから、先ほど町の場合でも、出て行った金が1億2,000万円入ってくる金が約9,000万円。だからその分の差額については国に戻しなさいというのが、これは行政はあり得ないけれども、そういうことからはからくりなのですよね。というようなやっぱり、この消費税の矛盾というのも町長自身が、当然、町長も今は専念して町長をやっていますけれども、業者としていた場合にはそういう帳簿を、会社の年度によって違いますけれども、その後に消費税を戻していたと思うのですよね。戻すというか返すというか。そういった形の中で、この消費税、私は少なくとも大企業がそういう輸出しているものについても、今言ったように6,000万円、そして、挙げ句の果てに法人税は減免してるといって、こういう矛盾ですよ、国の。そういった国のやり方そのものが、結局は格差社会を生むというのですか、そういった原点にもなっていると思うので、町長自身も小さな町である2,500人の町長として、態度を大きく持って、反対というか抗議をしてほしいと思います。

そういった意味で、町長としては消費税が導入された段階で少子化の時代でいわゆる高齢化社会だから、社会保障をしなければならぬと、そういった面の財源に使うのだということによって消費税が導入されたのですけれども、町長としてどうですか。その社会保障の実感がありますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 実感ということですが、これは人それぞれ、また置かれている立

場によっても違うとは思いますが、先日も決算認定で、いわゆるこれにもありましてと
おり、しっかりとやっぱり明記されている数字でもあります。社会保障制度について、将
来に備えての対応であるということで、私自身は認識しているところであります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 僕、介護保険が、いつから制度ができたのかわからないけれど
も、多分消費税の後だったと思う。介護保険を、簡単にいえば年金から、もとは自主納入
みたいだったけれども、とても不納が多いからといって、そして年金天引きをするとい
う、そういう姑息なやり方をして介護保険も、これは老後の関係だみたいと言っている
と。そして、つい最近、新聞で読んだのですけれども、ことしの8月から、いわゆる介護
サービスを受けた場合には、年金額というか、所得に応じて、今まで消費税をつくったこ
ろには1割の利用料だったのが、今度8月から3割を負担させられるという。そういった
意味からいって、来年上げるのに今からも準備してしまっているのかなという。それ
は、利用する国民にとっては、ものすごい負担になると思うのですよ、3割。これは年金
のあれで、一人世帯で340万円。これは普通、我々農業者というかそういう自営業では
年金はないからあれですけれども、やっぱり皆さん方、公務員の方は340万円以上ある
と思うんですよね。そういった介護の利用する場合には、もう3割負担という。そうい
うような形でどんどん、私にすれば改悪ですよ。そういった社会保障だと言いながら、姑
息に余り目に見えない、わからないように、私にすれば嘘つき、でたらめ、ごまかしとい
う、やっぱりそういう政策の中で国民が苦しめられている実態の消費税でもあるというこ
とを、私自身、町長自身も、立場の違いとかいろいろ大きな声で言えない部分もあると思
うのですけれども、ある面では本音も言ってほしいと思うので、その辺で質問しているわ
けですけれども。なかなか後々の風当たりがあるかと思えますけれども、町長、そうい
った面でやっぱり社会保障の実感というのは絶対に生まれるものではないです。そして、
さっき言った大企業には還付金で、もう3%のときから含めると何兆円単位ですよ、還付
されているのは。これ、ずっと輸入業者には入ってこないから当然だみたいなやり方をさ
れたり、あるいは介護保険とか、あるいは先ほど昼前にも言っていましたように、お年寄
りの人たちが利用したくてもできない設備とか施設、あるいはそれを介護してくれる支援
員とか介護職員が給料が安くてという、そういったものもありながら、社会保障なんてさ
れていませんよ、はっきり言って。ということを考えて、町長としては苦しいところでは
あるかもしれませんが、私は町長の気持ちを考えると本当につらい面を、したいこ
とをできないというのが今の実情なので、強く言うところは言うようにしてほしいと思
います。その辺でどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員には先ほどから車産業界のお話とかいろいろ勉強させられま
した。今、また世界的に見ても、国と国が関税の掛け合いやって、これがまたほかの国に
影響がそろそろ出てくるのではないのかなと、私個人としてはそんなようなことも心配し

ているところであります。ただ、国のいろいろな制度に関することは、私も個人的には頭の中でいろいろあるかと思いますが、この席では発言は控えさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 心中を考えると、僕も無理な質問をしていますけれども、やはり怒るときは怒らないと、国というのは、変えるのは国民一人一人だと思うのですよ。そうでないと、言いなりになっていたら、本当に身ぐるみ剥がされるようにして、肥え太っている配当所得者なんていうのは、本当、減税はされるわ、黙っていてもいろいろ懐に入ってくるという、そういう矛盾の格差をやっぱり少しでも抑えるためにも、町長自身も大変苦しい中ではあるけれども、行政、昨日の決算の中身を見た場合にも、やっぱり僕は常に基金はためるよりもちゃんと使えと言ったけれども、やっぱり備えあるものは憂いなしで、備えていかなければならない面もあるけれども、積極的に行政として取り組むべきは取り組むという、そういう姿勢をこういう状態で、国が国ですから、やっぱり町自身も町民を守るために、ひとつ鋭意努力してほしいことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮川 寛君） これで一般質問を終わります。

午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時57分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第3 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については開会の日に議会関係諸般報告つづりで配付しておりますとおり、町長より諮問がありましたので、これを議題とします。

諮問内容の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 人権擁護委員候補者推薦の件についてであります。人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

今回、人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を求める件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づくものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないことと規定されております。人権擁護委員

としての条件は、一つは選挙権を有する住民であること。二つ目は、人格、識見が高いこと。三つ目は、広く社会の実情に通じていること。四つ目としては、人権擁護に理解があることと人権擁護委員法第6条第3項に規定されております。

このたびの人権擁護委員につきましては、本年12月31日付で任期満了となります現委員の平林暁仁氏を引き続き推薦しようとするものであり、今定例会で議会の御同意をいただくものであります。

平林氏は、昭和34年2月1日生まれで、現在満59歳。昭和57年3月に中央仏教学院本科を卒業され、平成13年7月から本證寺住職、平成16年1月から人権擁護委員として御活躍されています。平林氏は、人格、識見とも高く、人権擁護委員を務めるには適任者と考えているところでありますので、よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） ただいまの諮問内容について質疑はありませんか
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。
お諮りします。

本件は、平林暁仁氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は、平林暁仁氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに決定しました。

**◎日程第4 意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出
について**

○議長（宮川 寛君） 日程第4 意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読をしてもらいます。

○事務局長（早坂政志君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・

所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたほか、本町では、単独事業である民有林造林促進事業により森林整備に取り組んできたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度の通常国会で創設が予定される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の措置を講ずるよう、強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図ること。また、病虫害（カラマツヤツバキクイムシ）対策の研究を進めるとともに、伐採跡地や自然災害、病虫害の発生等により荒廃した森林を早期に復旧させるため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、宮川寛。

○議長（宮川 寛君） 提出者の山本議員から趣旨説明を求めます。

山本議員。

○5番（山本厚一君）〔登壇〕 本意見書については、本町議会が加入している北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟から意見書の提出を要望されているものでありますが、ただいま事務局長が朗読した内容のとおり、林業・木材産業にかかわる施策を国に対し積極的に行うよう求めるものであります。

我が国において、森林の持つ公益的機能は、水源の涵養や水害等の災害防止はもちろん、二酸化炭素の吸収、固定の果たす役割に極めて重要であることは、広く国民に認識されているところであります。本町の民有林では、1,200ヘクタールを超える未立木地があるほか、カラマツヤツバキクイムシの被害により、膨大な面積の伐採を余儀なくされております。本町では民有林造林促進事業を本町の単独事業として実施し、造林を促しているところでありますが、林業従事者の高齢化や人材不足、補助金の配分などの事情もあり、計画どおりの造林事業ができない現状にあります。森林所有者の造林意欲の低下も見られる中、公的資金を投入しなければ、造林が進まず、未立木地が増大し、林業・木材産

業が立ち行かなくなるほか、自然災害の増加、地球温暖化への影響を踏まえ、国に対して引き続き要望書を提出しようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、議員各位の御賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第3号を採決します。

意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第4号北海道における電力供給体制の整備に関する意見書の提出について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 意見書案第4号北海道における電力供給体制の整備に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（早坂政志君） 朗読の前に文字の訂正をお願いいたします。一番下から2行目、陸別町足寄郡陸別町議会となっております。北海道に訂正をお願いいたします。

北海道内における電力供給体制の整備に関する意見書。

平成30年9月6日未明、道央を中心に北海道の広い範囲で大きな揺れを観測した「北海道胆振東部地震」は、胆振管内厚真町で道内では初めて震度7を記録し、大規模な土砂災害が発生するとともに、無数の家屋の倒壊、道路や鉄道をはじめとする交通網、ガス・水道等のインフラなど、さまざまなところに被害が及んでいる。

この地震の発生直後には、道内最大の発電能力を有する「北海道電力苫東厚真火力発電所」の被災により、道内全域で大規模な停電が発生し、地震による直接的な被害のなかった地域においても医療機関や交通網、通信網などにも影響を与え、道民の生活に大きな混乱を及ぼした。

また、さまざまな産業においても影響を及ぼしているが、当町の基幹産業である酪農業においても、多くの乳業工場が操業を一時停止し、搾乳農家で生乳が大量に廃棄された。

近年、日本全国各地で異常気象による災害が多発しており、いつ、どこでこのような災害が起こるか予測がつかない中、広大な面積の北海道が大規模な災害とはいえ、1カ所の

発電所の被災により、道内のほぼ全てにおいて電力の供給がとまるという事態は、多くの道民の生活に混乱を招くものであり、さらには厳寒の冬季や猛暑の夏季に発生した場合、この停電が生命にかかわる事態につながりかねず、早急に現在の電力供給の体制を見直し、拠点施設を複数化するなど、有事の際に短時間で復旧できる体制を整備する必要がある。

今回の災害の教訓を生かし、災害時の被害や混乱の拡大を防ぐためにも、国や道が先頭に立ち、道内における今後の電力の供給体制を早急に整備する措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、宮川寛。

○議長（宮川 寛君） 提出者の本田議員から趣旨説明を求めます。

本田議員。

○4番（本田 学君）〔登壇〕 ただいま事務局長が朗読しました北海道における電力供給体制の整備に関する意見書の提出に当たり、趣旨説明を申し上げます。

初めに、9月6日午前3時7分に発生しました北海道胆振東部地震におきましては、多くの方が被災され、胆振管内厚真町やその近隣の地域では今も余震が続き、不自由な生活を余儀なくされており、被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、本案の提出に当たりましては、議会運営委員会において協議を行い、議員協議会において説明をさせていただいているところでありますが、この地震の直後に起こりました道内全域での大規模な停電につきましては、約295万戸に及んだと報道されています。この停電の引き金になった苫東厚真火力発電所の全面復旧は11月以降になる見込みであり、地震による直接的な被害のなかった地域でも、多くの道民の日常生活に大きく影響し、混乱を及ぼしているところです。

本町の被害状況は、被災直後であり、その全容は不明ですが、基幹産業である酪農業では、多くの乳業工場の操業の一時停止などにより、生乳が大量に廃棄されました。また、商工業におきましても、冷蔵庫、冷凍庫が停電で機能せず、一部商品の廃棄など、いずれも大きな被害を受けています。

異常気象による自然災害は予測がつかない状況にありますが、今回のように、広大な面積を持つ北海道において、1カ所の発電所の被災により、道内の全発電所が連鎖的にとまり、広域停電となるブラックアウトという事態は自然災害に加えて多くの道民の生活に混乱を招くものであり、これが極寒の冬や猛暑の夏に発生した場合には、この停電が生命にかかわる事態につながりかねません。

今回の災害の教訓を生かし、広域的な大規模停電による災害時の二次的な被害や混乱の拡大を防ぐためにも、道内における今後の電力の供給体制を早急に見直し、バックアップ体制の充実などにより、有事の際には最小限の被害に押さえる対策が必要です。

このことから、国、道が先頭に立ち、よりよい対応が講じられるよう、本意見書案を経済産業大臣、北海道知事に対し提出しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、議員各位の御賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りいたします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第4号を採決します。

意見書案第4号北海道における電力供給体制の整備に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議案第3号議員の派遣について

○議長（宮川 寛君） 日程第6 発議案第3号議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、10月2日から3日まで美深町・沼田町へ委員会合同による視察を行うため、議員全員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、議長発議のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（宮川 寛君） 日程第7 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで本定例会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年陸別町議会9月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時18分